

おだわら成年後見制度利用促進指針（素案）について

1 概要

(1) 指針策定の趣旨

小田原市の成年後見制度の利用の促進に関する施策を整理し、総合的かつ計画的に推進するための方向性や取組内容を示すものです。

(2) 指針の位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する基本的な計画に位置づけるとともに「小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「おだわら高齢者福祉介護計画」「おだわら障がい者基本計画」等と調和を図りながら推進します。

(3) 基本理念

誰もが権利を守られ 自分らしく安心して暮らし続けることを 地域で支え合うまち

市民・法律専門職・関係機関・行政等が連携して成年後見制度の利用促進に取り組むことにより、誰もが自身の権利と利益が守られ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での支え合いを促進し、地域共生社会の実現を目指していきます。

(4) 基本目標

- ① 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- ② 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う
- ③ 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

(5) 利用促進に向けた取組（施策の展開）

- ① 成年後見制度の理解の促進
 - ・市民、地域の支援者、関係機関等を対象とした普及啓発活動
 - ・普及啓発ツールの作成・活用
- ② 相談支援体制の充実
 - ・相談窓口の整備
 - ・法律専門職等による専門相談体制の構築
- ③ 地域連携ネットワークの構築
 - ・チームによる対応
 - ・（仮称）地域連携ネットワーク会議の設置
 - ・地域連携ネットワークを活かした支援

④ 市民後見人の養成・支援

- ・市民後見人の養成
- ・市民後見人の資質向上に向けた継続的な支援

⑤ 制度を利用しやすい仕組みづくり

- ・後見人の支援
- ・適切な後見人等候補者を推薦するための仕組みづくり
- ・日常生活自立支援事業からのスムーズな移行
- ・市長申立てと利用助成

⑥ 不正防止に向けた取組

(6) 推進体制

① 中核機関の設置・運営

- ・令和4年度までに中核機関を設置

② (仮称) 成年後見制度利用促進審議会の設置

- ・基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況等を調査審議

2 策定のスケジュール

時期	項目
令和2年7月31日	第1回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 ・委員の委嘱 ・審議事項とスケジュールについて ・成年後見制度を取り巻く現状と課題について ・小田原市成年後見制度利用促進指針の策定に向けて
令和2年11月4日	第2回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 ・おだわら成年後見制度利用促進指針(素案)について ・パブリックコメントの実施について
令和2年12月4日	厚生文教常任委員会報告
令和2年12月15日～ 令和3年1月13日	パブリックコメントの実施
令和3年2月(予定)	第3回小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 ・パブリックコメントの結果について ・おだわら成年後見制度利用促進指針(最終案)について
令和3年3月(予定)	指針策定

おだわら成年後見制度利用促進指針 (素案)



小田原市

目 次

第1章 指針の策定にあたって	- 1 -
第1節 指針策定の趣旨.....	- 1 -
第2節 指針の位置付け.....	- 2 -
第2章 成年後見制度の利用に関する現状と課題	- 3 -
第1節 全国的な現状と課題.....	- 3 -
第2節 本市の現状と課題.....	- 6 -
第3節 成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査結果（抜粋）	- 11 -
第3章 基本理念等	- 14 -
第1節 基本理念.....	- 14 -
第2節 基本目標.....	- 14 -
第3節 施策の体系.....	- 15 -
第4章 利用促進に向けた取組（施策の展開）	- 16 -
第1節 成年後見制度の理解の促進	- 16 -
第2節 相談支援体制の充実	- 17 -
第3節 地域連携ネットワークの構築.....	- 19 -
第4節 市民後見人の養成・支援	- 22 -
第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり	- 23 -
第6節 不正防止に向けた取組	- 24 -
第5章 推進体制	- 25 -
第1節 中核的な役割を担う機関の設置と適正な運営.....	- 25 -

第1章 指針の策定にあたって

第1節 指針策定の趣旨

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分でないことにより、財産管理や契約行為などの日常生活に支障がある人に対し、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

認知症等があることにより、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資するものです。成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていません。

こうした状況を踏まえ、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28(2016)年5月に施行されました。同法律において、市町村の講ずる措置等が規定され、市町村は、国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

本市においても、今後、成年後見制度の利用が必要となる人の増加が見込まれ、そうした人への支援や制度の理解を進める対応が更に必要になることから、成年後見制度の利用の促進に関する施策を整理し、総合的かつ計画的に推進するため、本指針を定めるものです。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28（2016）年5月施行）

成年後見制度の利用の促進について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定された法律です。

○成年後見制度利用促進基本計画（平成29（2017）年3月閣議決定）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画です。

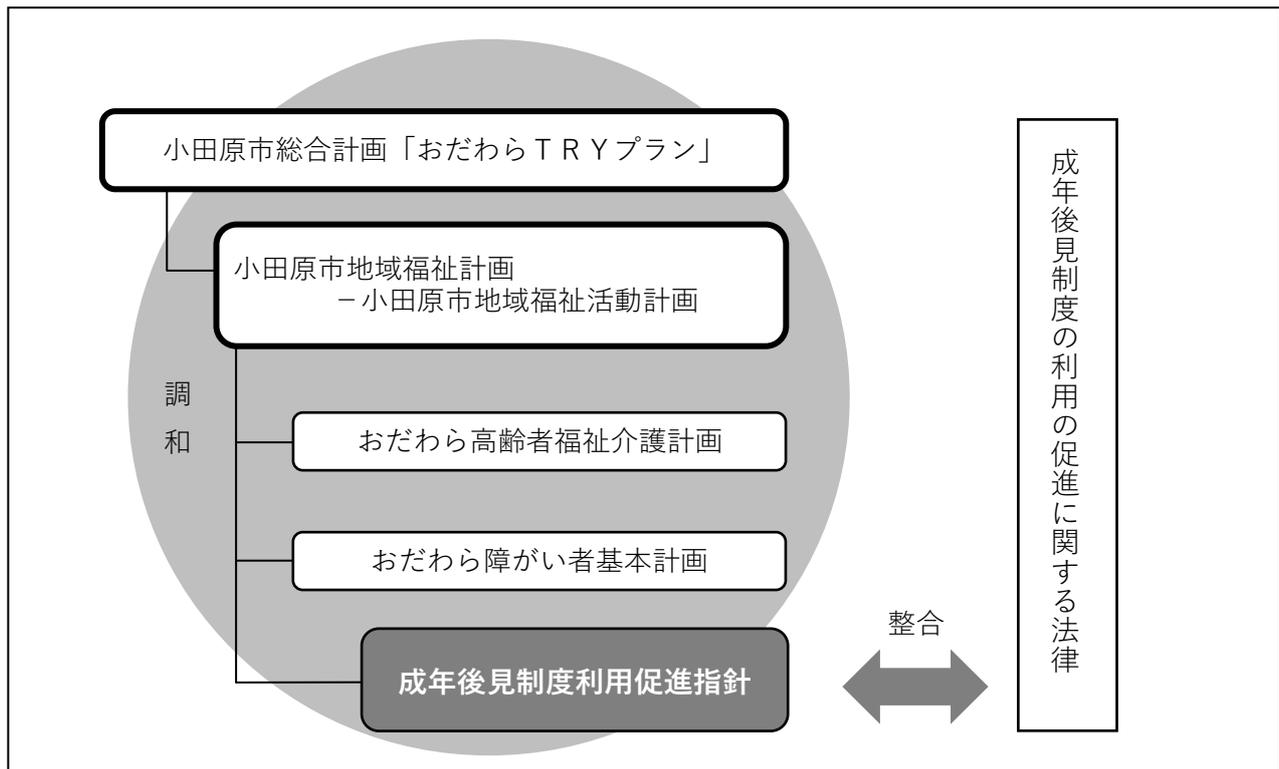
○認知症施策推進大綱（令和元（2019）年6月閣議決定）

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策の推進を図るために策定された大綱です。本大綱の中で、成年後見制度の利用促進については、全国どの地域に住んでいても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定を推進することとしています。

第2節 指針の位置付け

本指針は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する基本的な計画に位置づけるとともに、関連する「小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」「おだわら高齢者福祉介護計画」「おだわら障がい者基本計画」等と調和を図りながら推進します。

また、本指針の基本的な考え方や施策については、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを期間とする「第4期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の一部に位置付け、権利擁護施策の一体的な整備を図ります。



第2章

成年後見制度の利用に関する現状と課題

第1節 全国的な現状と課題

総務省の人口推計によると、成年後見制度がスタートした平成 12 (2000) 年の高齢者人口は約 2,201 万人、高齢化率は 17.4% でした。平成 30 (2018) 年時点では、高齢者人口は約 3,558 万人で約 1,357 万人増加し過去最多、高齢化率は 28.1% で過去最高となりました。「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には、約 3,677 万人に達すると見込まれ、令和 24 (2042) 年には約 3,935 万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。

認知症高齢者数の推計では、平成 24 (2012) 年の約 462 万人から、令和 7 (2025) 年には約 700 万人に増え、その先もさらに増加することが見込まれています。

障がい者手帳所持者のうち、療育手帳所持者は平成 15 年 (2003) 年の約 64 万人から、平成 30 (2018) 年には約 112 万人と約 48 万人増加し、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 15 (2003) 年の約 36 万人から、平成 30 (2018) 年には約 106 万人と約 70 万人増加しています。障がい者手帳所持者数が増加した要因の一つとしては、障がい者手帳に対する認知度が高まったことが挙げられています。また、精神疾患の患者数の増加については、長時間労働や高齢社会などの社会のあり方が影響し、うつ病や認知症などの疾患が増加していることも挙げられます。

このように今後、認知症の高齢者や障がい者等の増加が見込まれ、成年後見制度の必要性はさらに高まると考えられます。成年後見制度の利用者数は年々増加していますが、平成 30 (2018) 年の利用者数は全国で約 21 万人であり、認知症の高齢者や障がい者等の数と比較すると、成年後見制度の利用が必要な人に制度が十分に利用されているとは認められない状況にあるといえます。

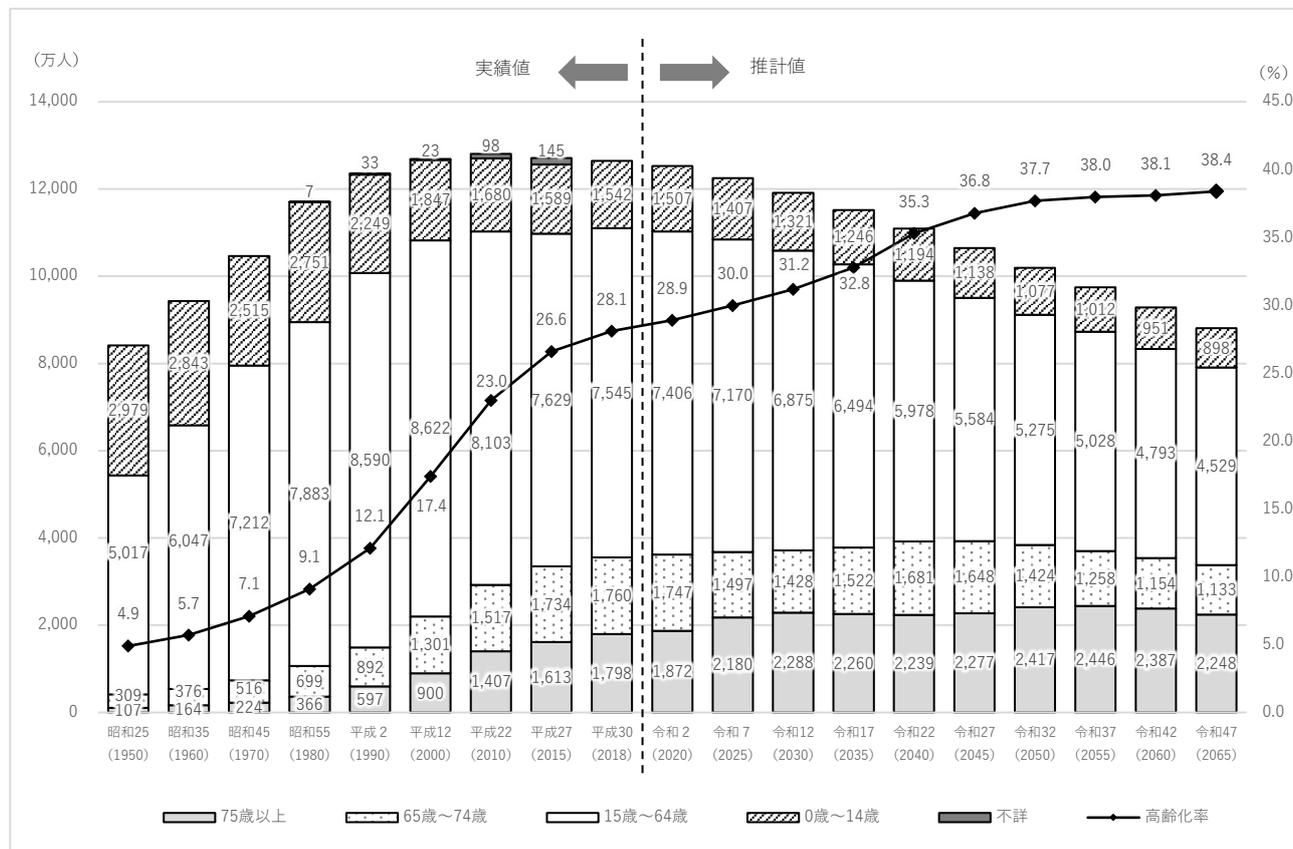
成年後見制度の類型別利用者数を見ると、「後見」の割合が約 8 割となっており、判断能力低下の度合いが低い「保佐」や「補助」の割合が約 2 割となっています。これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度があまり利用されていないとも考えられます。「後見」は、本人を保護する機能が強い反面、本人の行為能力を包括的に制限し、また本人の意思を反映させることが難しい制度です。他方、補助や任意後見は、本人の行為能力の制限を最小限にとどめ、本人の意思を最大限尊重することを可能にする制度です。今後は、「保佐」や「補助」などの類型の一層の活用が課題となっています。

後見人による本人の財産の不正使用を防ぐ観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっていますが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されています。

また、後見等の開始後に、本人やその親族、後見人を支援する体制が十分に整備されていないた

め、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応していますが、家庭裁判所では福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが難しく、利用者が成年後見制度を利用するメリットを実感できないといった課題もあります。

●国内における人口の状況及び推計



※資料：平成 27 (2015) 年までは総務省「国勢調査」、平成 30 (2018) 年は総務省「人口推計」(平成 30 (2018) 年 10 月 1 日確定値)、令和 2 (2020) 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

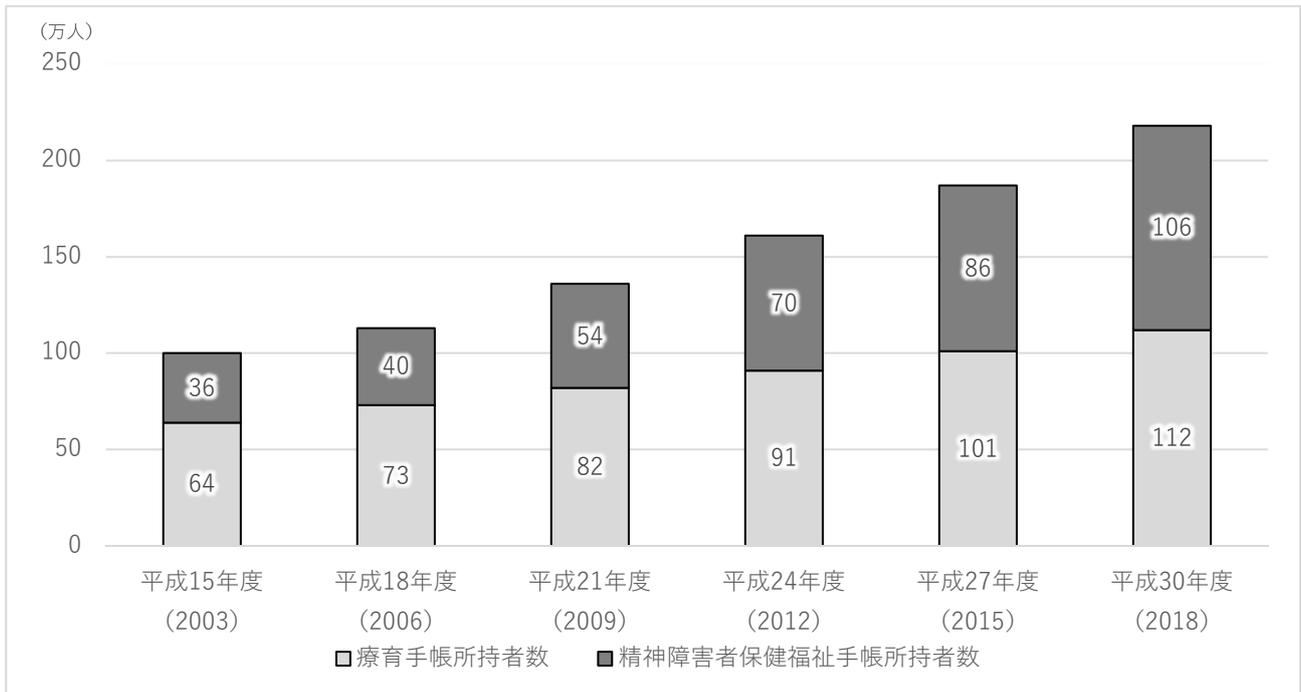
(注) 平成 30 (2018) 年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成 27 年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口 (参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、昭和 25 (1950) 年～平成 27 (2015) 年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

●認知症の高齢者数の推計

年	平成 24 年 (2012 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 32 年 (2050 年)	令和 42 年 (2060 年)
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計人数/ (率)	462 万人	517 万人 15.7%	602 万人 17.2%	675 万人 19.0%	744 万人 20.8%	802 万人 21.4%	797 万人 21.8%	850 万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計人数/ (率)	15.0%	525 万人 16.0%	631 万人 18.0%	730 万人 20.6%	830 万人 23.2%	953 万人 25.4%	1,016 万人 27.8%	1,154 万人 34.3%

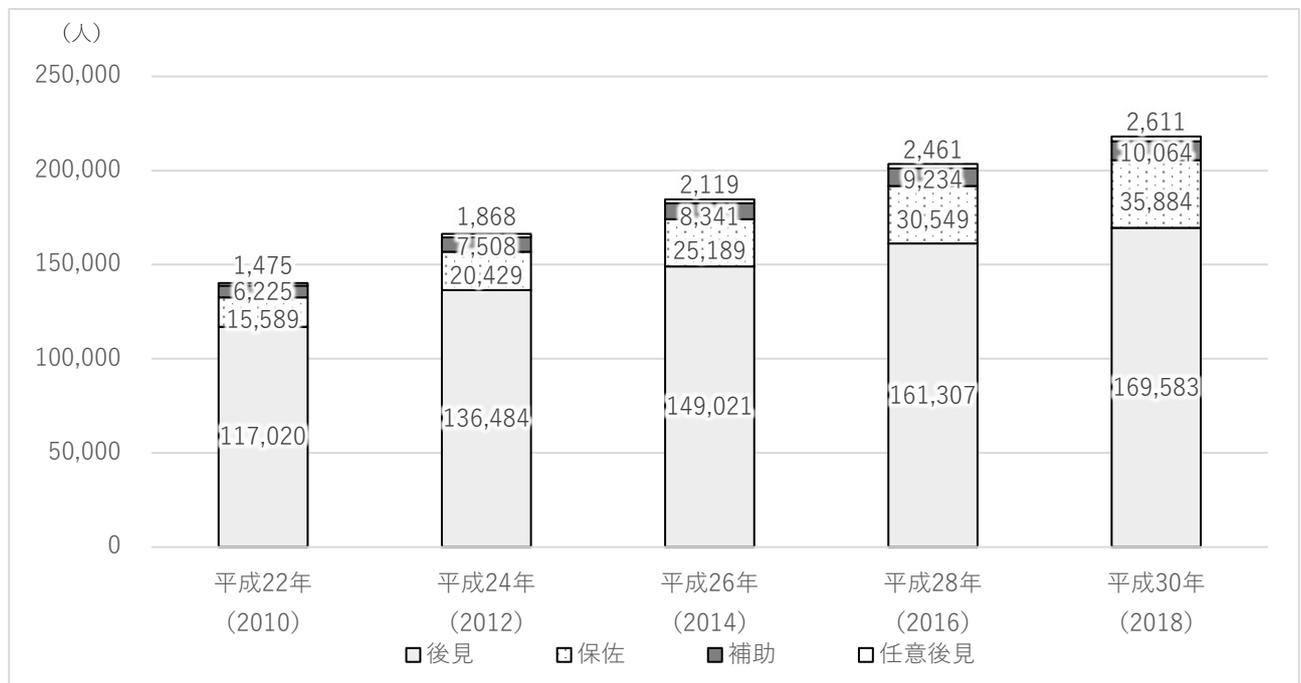
※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 (2016) 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授) による速報値

●知的障がい者数・精神障がい者数の推移



※資料：厚生労働省 福祉行政報告例、衛生行政報告例

●成年後見制度の類型別利用者数について



※資料：最高裁判所 成年後見関係事件の概況

第2節 本市の現状と課題

本市の平成30(2018)年時点の高齢者は56,246人、高齢化率は29.3%となっています。今後、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年には高齢者が約5.8万人、高齢化率は31.5%、「団塊のジュニア世代」が高齢者になる令和22(2040)年には高齢者が約5.9万人、高齢化率は36.9%になる見通しで増加傾向です。

また、要支援・要介護認定者の「認知症高齢者の日常生活自立度」における判定結果でⅡ～Ⅲのランクと判定された、日常生活に支障を来すような何らかの認知症状がある人は、平成27(2015)年は5,053人、平成30(2018)年は5,795人で増加傾向にあり、今後も認知症により日常生活に支障をきたす高齢者が増加することが見込まれます。

平成15(2003)年の療育手帳所持者は989人、精神障害者保健福祉手帳所持者は213人、平成30(2018)年の療育手帳所持者は1,676人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,231人となっており、手帳所持者の数は増加傾向にあります。

障がい者支援では、障がいの種別や重さ、生活環境など、個別の状況を踏まえた長期にわたる意思決定支援、身上保護を行うことが必要です。障がいのある子の保護者は、自身で子の支援ができなくなった場合に、福祉サービス等、本人の意思を尊重し、安心して安定した生活が送られるよう支援が継続されていくかが、大きな不安となっています。

また、精神科病院等に入院している方や施設に入所している方が退院して、地域に戻ってからも、本人らしく生活が送れるよう、適切に支援していくことが重要となっています。

平成30(2018)年時点の本市の成年後見制度利用者数は507人いますが、認知症等により日常生活に支障を来すような何かしらの症状がある高齢者数が5,795人いることを踏まえると、成年後見制度が十分に利用されているとは認められない状況にあるといえます。

成年後見制度の類型別利用者数は、全国的な傾向と同様で「後見」の割合が約8割となっており、社会生活上大きな支障が生じるまで制度の利用がされていないとも考えられます。

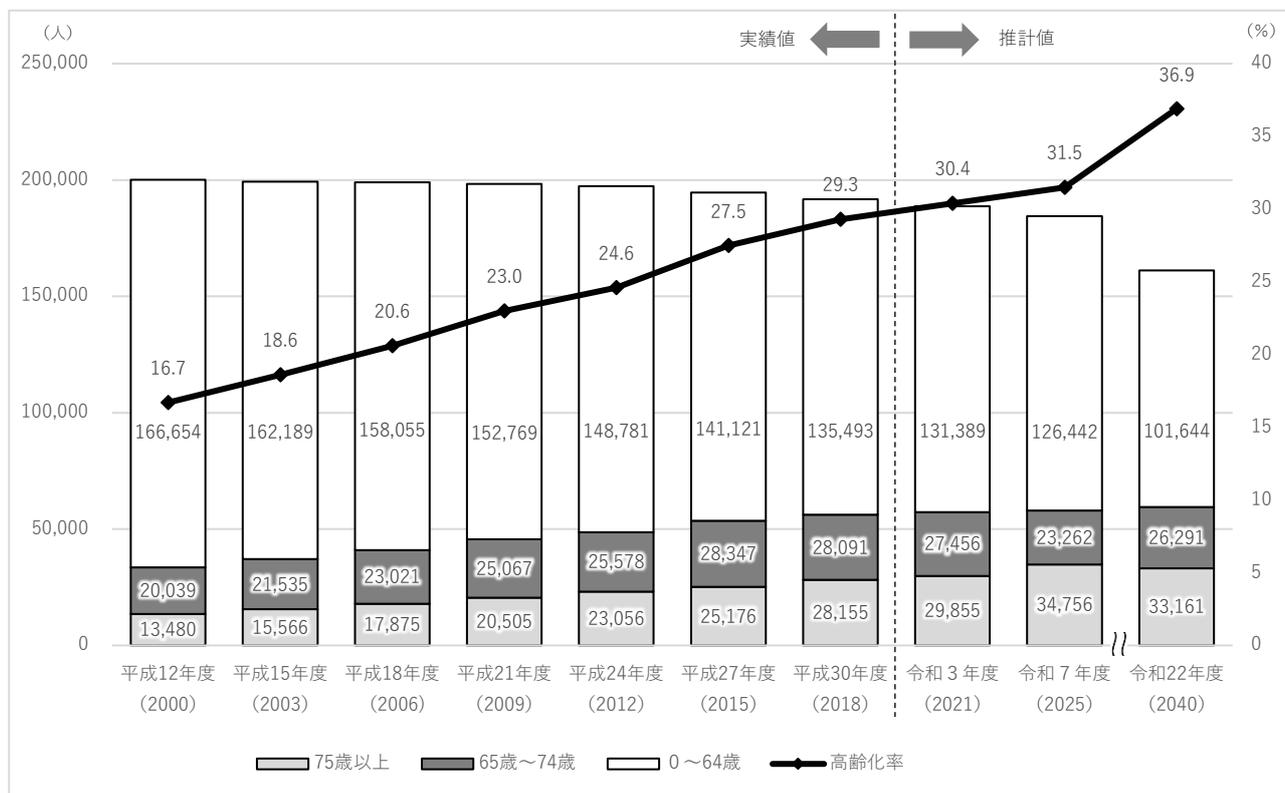
令和2(2020)年に実施した「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」では、「成年後見制度の名前を知っているが、制度を知らない」「名前も知らない」と回答した人の割合が過半数を超えており、制度の認知が十分でないことが伺えます。

後見等の開始の申立ては、本人若しくは親族が行うことが原則ですが、独居高齢者の増加や家族関係の希薄化等、申立者の不在により、市長申立ての件数は増加傾向にあり、近年は年間20件前後実施しています。今後も、特に高齢者において市長申立てのニーズは増加することが見込まれますが、成年後見制度の利用の必要な人が埋もれないよう、市長申立てにつなぐまでの関係者との更なる連携が必要です。

成年後見制度の利用に必要な申立費用や後見人等への報酬などの経費は、申立人や本人が負担す

ることが原則ですが、経済的に費用負担が難しい場合は、市長申立により被後見人等となった方に限って、市がその費用を負担しています。今後は、費用負担が困難なことから、成年後見制度を利用できないといったことが無いよう、市が費用負担する対象範囲の見直しが必要です。

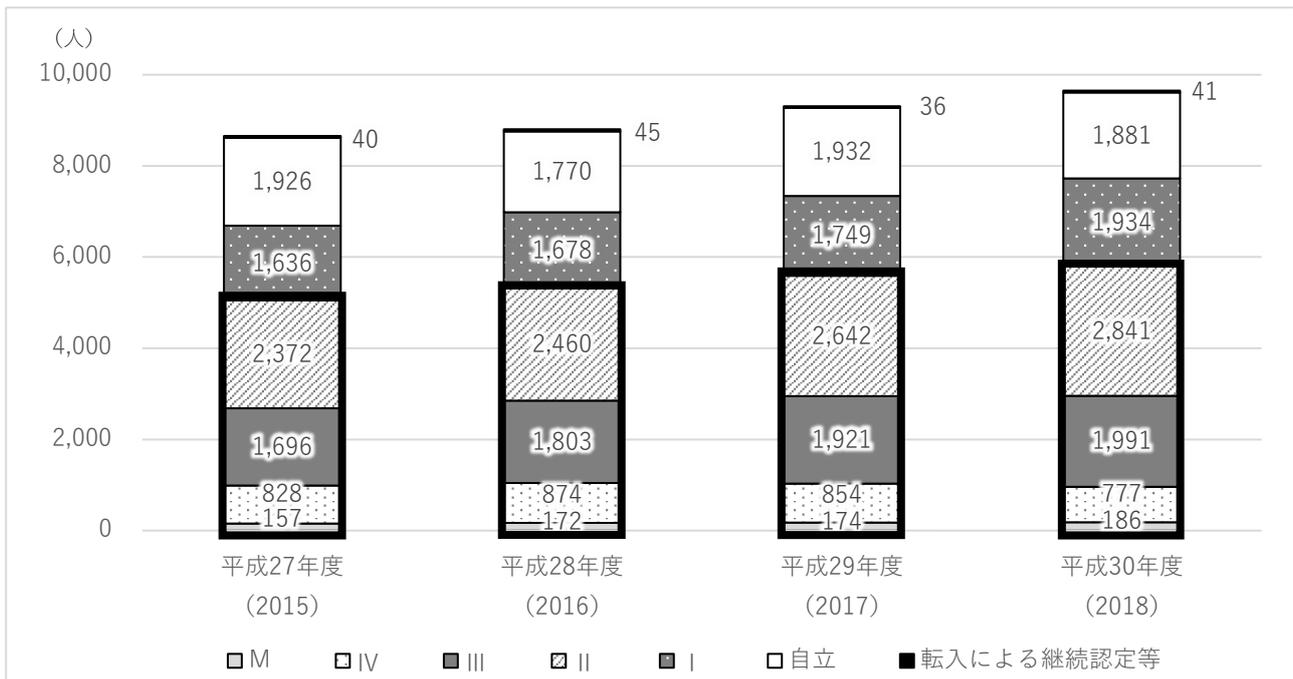
●総人口と高齢者人口及び高齢化率の推移



※平成12(2000)年度は国勢調査、その他は小田原市の調べによるもの。

各年度10月1日現在、令和3(2021)年度以降は平成30(2018)年10月1日現在の小田原市人口統計を基礎として、国立社会保障・人口問題研究所の出生率、死亡率を踏まえ算出。

●要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移



※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

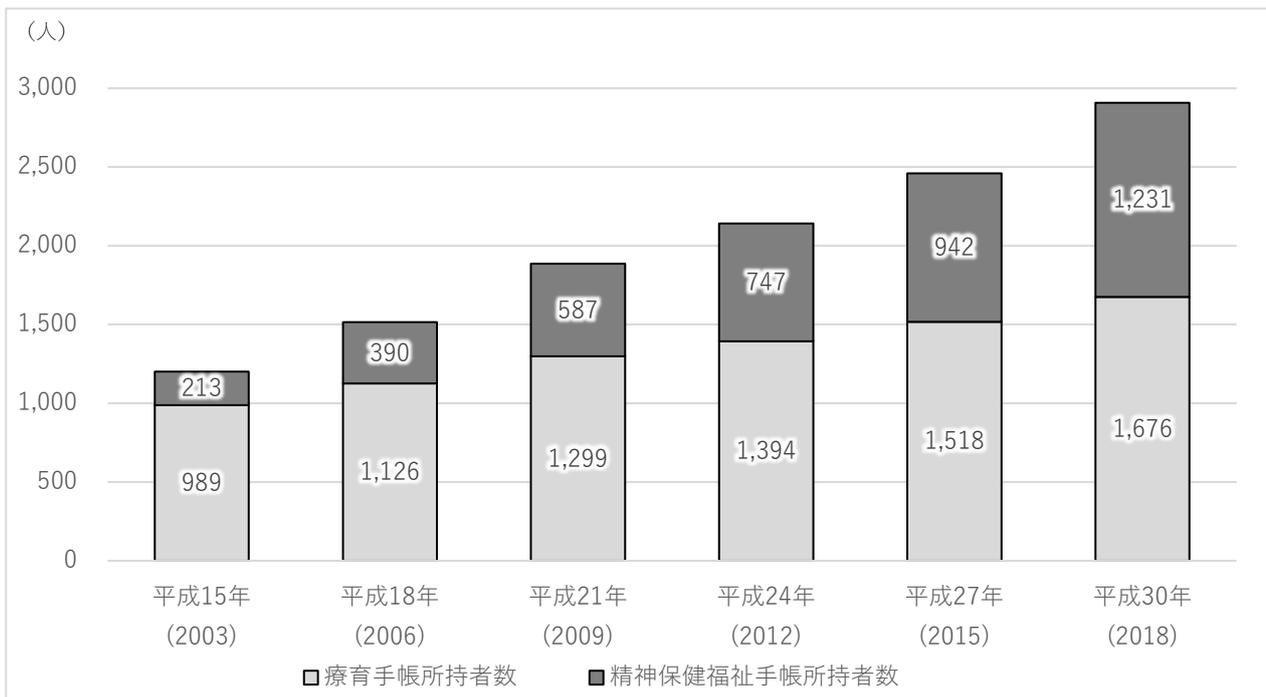
介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。

認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

区分	状 態
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

※出典：厚生労働省

●知的障がい者数・精神障がい者数の推移

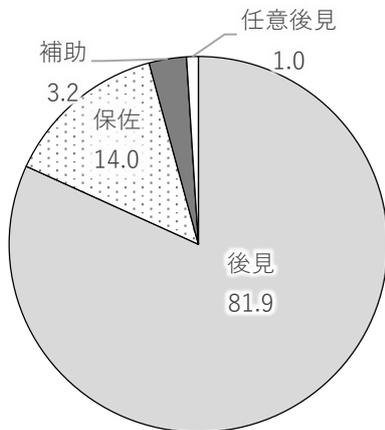


※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

●成年後見制度の類型別利用者数

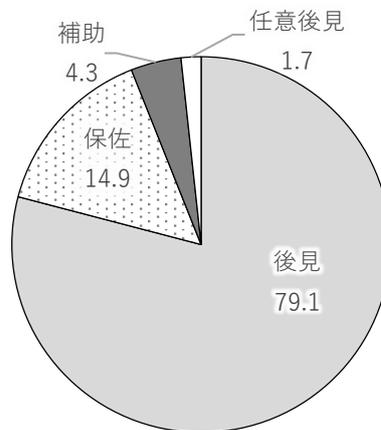
≪小田原市≫ (高齢者人口 56,111 人)

(単位：% n=507)



≪神奈川県≫ (高齢者人口 2,288,304 人)

(単位：% n=15,823)

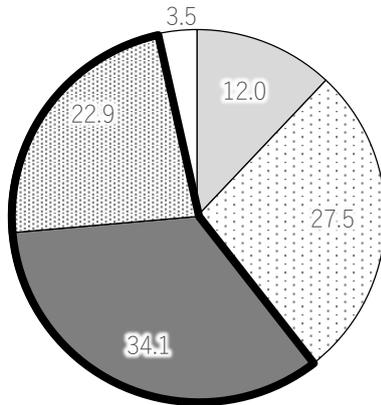


※資料：横浜家庭裁判所資料

- 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援をうけている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- 本資料は、平成30(2018)年12月末時点で横浜家庭裁判所が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- (2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県内外の者の数は計上していない。
- 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

●成年後見制度の認知度

(単位：％ n=5,420)



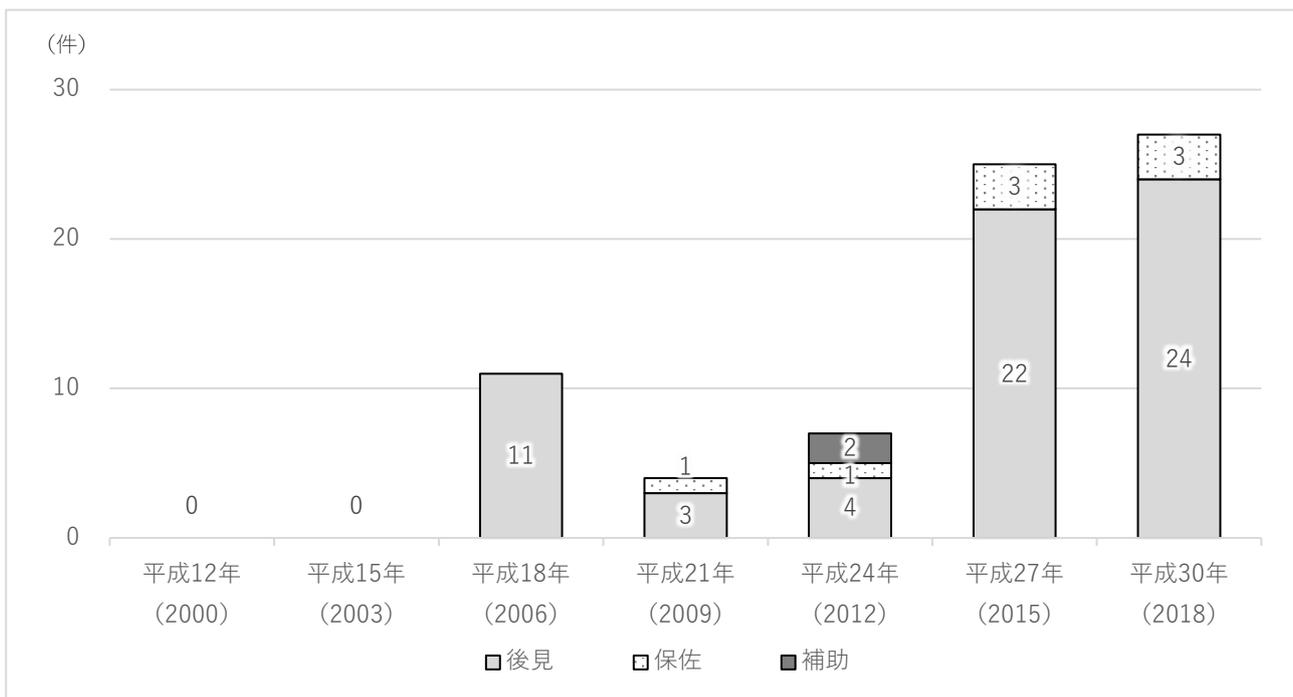
- 名前を知っているし、制度内容も知っている
- 名前を知っているし、制度内容も少しは知っている
- 名前は知っているが、制度内容は知らない
- ▨ 名前も知らない
- 無回答

※出典：小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 問66「成年後見制度を知っていますか」

小田原市在住の65歳以上の人で、要介護1～5の認定を受けていない人から圏域別に無作為抽出

(令和元(2019)年11月15日現在)

●市長申立て件数の推移



※出典：小田原市の調べによる。各年度4月1日現在。

第3節 成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査結果（抜粋）

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について検討するため、市内にある介護サービス事業所や地域包括支援センター、障がい者施設に対し、成年後見制度の利用促進に関するアンケート調査を実施しました。

【調査期間及び調査対象等】

- ・調査期間：令和2（2020）年4月1日から4月30日まで
- ・調査方法：電子メールによる配布・回収

事業所		調査対象数（件）	回答数（件）	割合（％）
高齢福祉分野	居宅介護支援事業所	53	30	56.6
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	9	5	55.5
	介護老人保健施設	5	4	80.0
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	16	4	25.0
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	17	11	64.7
	小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	7	3	42.9
	医療機関地域医療連携室	9	7	77.8
	地域包括支援センター	12	12	100.0
障がい福祉分野	療養介護	2	1	50.0
	施設入所支援	4	4	100.0
	共同生活援助	17	15	88.2
	精神科病院	2	2	100.0
	特定相談支援事業所	13	13	100.0
合 計		166	111	66.9

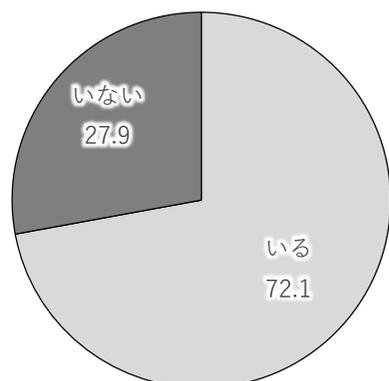
【アンケート調査の回答から見えてきた現状】

1 成年後見制度の認知度について

成年後見制度を利用している人がいる事業所は、72.1%（80件）と高く、多くの事業所が成年後見制度の利用に関わっていました。制度の理解・認知度の回答については、「よく知っている」と回答した事業所が36.9%（41件）で、成年後見制度に関わりはあるものの、制度が事業所に十分に理解・認知されていないことが分かりました。

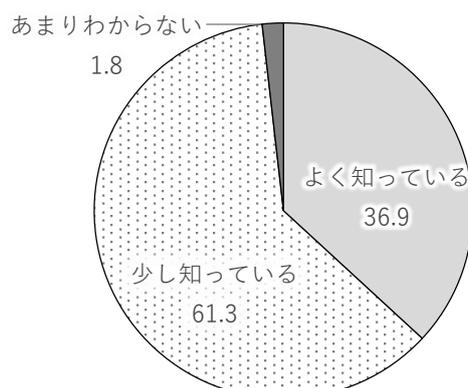
●成年後見制度利用者の有無

（単位：％ n=111）



●成年後見制度の認知度

（単位：％ n=111）

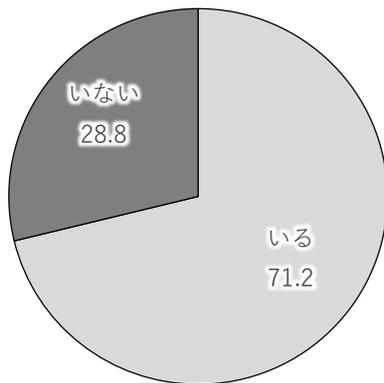


2 成年後見制度の潜在的なニーズについて

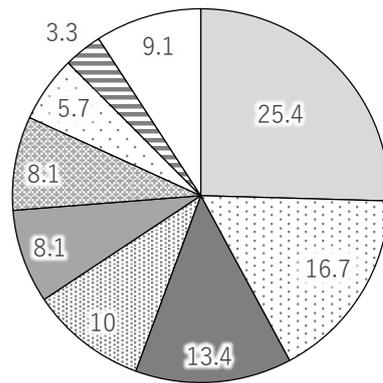
成年後見制度を利用していない人のうち、後見人等が必要な人がいると回答した事業所が71.2%（79件）と成年後見制度の潜在的なニーズがありました。主なニーズとしては、財産管理が最も多く、次いで診療や介護・福祉サービスの契約に対する支援となっています。

●成年後見制度等が必要な支援対象者 ●後見人等が必要な理由

の有無（単位：% n=111）



（単位：% n=79）



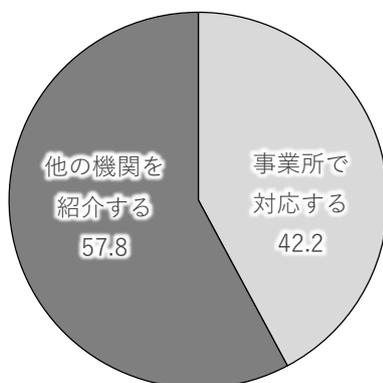
- 財産管理
- 診療や介護・福祉サービスの契約
- 借金等の対応
- ▨ 不動産処分や遺産分割協議
- 消費者被害からの保護
- ▨ 年金搾取などの経済的虐待からの保護
- 医療・介護・福祉サービスの拒否
- ▨ 身体・心理・ネグレクト虐待等の保護
- その他

3 成年後見制度の相談先について

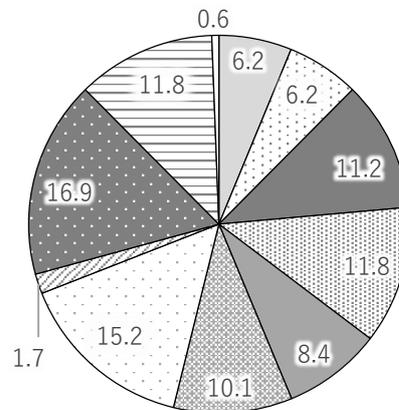
成年後見制度の相談を受けた場合、半数以上が他機関を紹介して対応していました。紹介先は、家庭裁判所や弁護士をはじめとした法律専門職、地域包括支援センターや計画相談支援事業所などの介護・障がい福祉分野、市役所や社会福祉協議会と、多岐にわたっています。

●成年後見制度の相談の対応方法 ●他の機関の紹介先

（単位：% n=102）



（単位：% n=178）



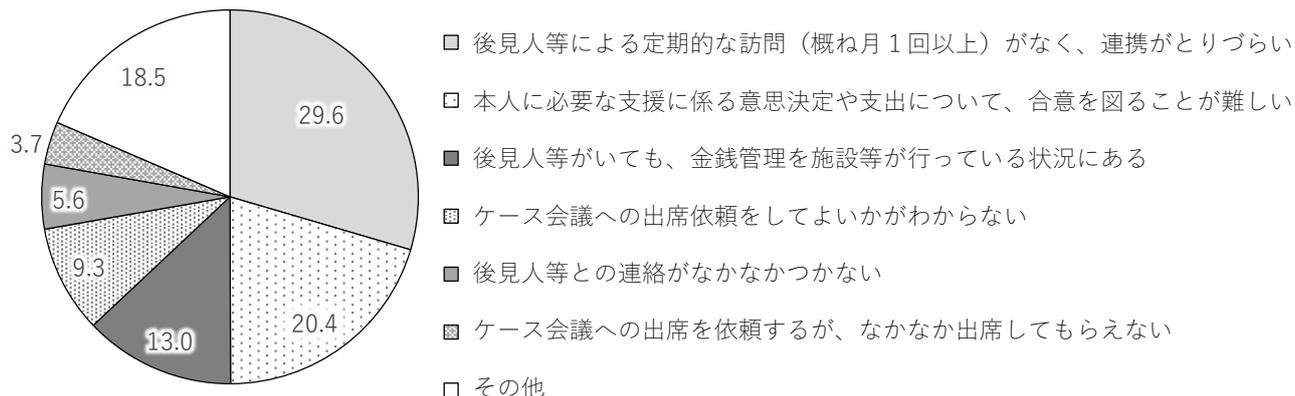
- 家庭裁判所
- 弁護士（会）
- 司法書士（会）
- ▨ 行政書士（会）
- 社会福祉士（会）
- ▨ 法テラス
- 地域包括支援センター
- ▨ 居宅介護支援事業所（計画相談支援事業所）
- 市役所
- ▨ 社会福祉協議会
- その他

4 後見人等との連携における課題について

後見人等と連携をとる際の課題として、「後見人等による定期的な訪問がなく、連携が取りづらい」との回答が29.6%（16件）でした。本人の意思決定支援・身上保護を重視した支援を進めていく上では、後見人等を含めた支援者間の連携が大きな課題となっています。

●後見人等との連携における課題

（単位：% n=54）

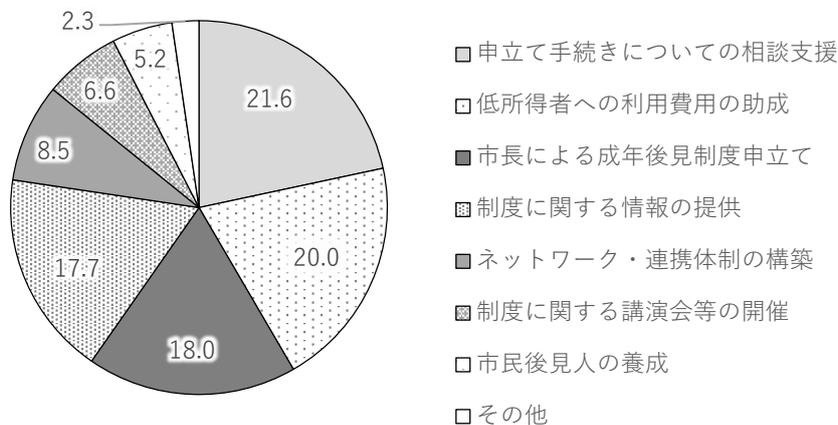


5 市の取組に期待すること

市の取組に期待することとして、「申立て手続きについての相談支援」、「低所得者への利用費用の助成」、「市長による成年後見制度申立て」の回答が多く、事業所から本市に申立ての支援を期待されていることが分かります。

●市の取組に期待すること

（単位：% n=54）



第3章 基本理念等

第1節 基本理念

市民・法律専門職・関係機関・行政等が連携して成年後見制度の利用促進に取り組むことにより、誰もが自身の権利と利益が守られ、住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域での支え合いを促進し、地域共生社会の実現を目指していきます。

誰もが権利を守られ 自分らしく安心して暮らし続けることを 地域で支え合うまち

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 制度の理解を深め、利用促進につなげる

成年後見制度への理解がより一層深まるよう普及啓発を行います。本人や家族だけでなく、地域の支援者や関係機関にも周知していきます。成年後見制度が本人の生活を守り、権利を守る重要な手段であることを伝え、制度が適正に利用されるよう、利用促進に取り組みます。

基本目標2 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う

本人や家族が成年後見制度について気軽に相談できるよう、また、早期に必要な支援につなぐことができるよう、地域の支援者や関係機関等が制度の利用が必要な人を発見した際の相談先として、成年後見制度に係る相談窓口を整備します。

さらに、後見人等による財産管理中心の支援だけでなく、本人の意思決定支援や身上保護の側面も重視した、権利擁護の必要な人の特性に応じた適切な活動ができるよう後見人支援に取り組みます。

基本目標3 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

成年後見制度の利用が必要な人を早期に発見し、必要な支援につなげるため、法律専門職や地域の支援者、関係機関等とのネットワークを構築し、地域の資源を有効活用できる仕組みづくりを進めるほか、地域の新たな権利擁護の支援者として市民後見人の養成に取り組みます。

第3節 施策の体系

基本理念

誰もが権利を守られ

自分らしく安心して暮らし続けることを

地域で支え合うまち

基本目標

- 1 制度の理解を深め、利用促進につなげる
- 2 相談窓口の整備を行い、適切な支援を行う
- 3 地域連携ネットワークを構築して、支援体制の充実を図る

施策

- 1 成年後見制度の理解の促進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 地域連携ネットワークの構築
- 4 市民後見人の養成・支援
- 5 制度を利用しやすい仕組みづくり
- 6 不正防止に向けた取組

第4章 利用促進に向けた取組（施策の展開）

第1節 成年後見制度の理解の促進

多くの市民にとって、成年後見制度はどのようにしたら利用できるのか、何をしてもらえるのかなどが知られておらず、身近な制度とは言えません。介護や障がい福祉分野の支援者からも十分に理解できていないといった声があります。誰に、何を知っていただくことが必要なのかを考え、対象者別に周知を行うことが必要です。

成年後見制度の理解を促進するため、地域の支援者（民生委員や自治会等）や、関係機関（介護や障がい福祉分野の事業所、医療機関、行政職員等）をはじめ、全ての市民に対して成年後見制度や相談体制等について幅広く周知します。

成年後見制度の理解が進むことで、本人、あるいは本人に身近な人が成年後見制度を必要としている人に気づくことができ、迅速な相談支援につなげることができます。

また、社会生活上の大きな支障が生じない限り、なかなか成年後見制度の利用に至らないといった現状があるため、本人の意思がより尊重されやすい保佐・補助類型や任意後見制度を含め、本人のニーズに合った早期からの支援が行われるよう、普及啓発を行っていきます。

【主な取組】

①市民を対象とした普及啓発活動

- ・市民を対象とした講演会を開催するほか、地域での出前講座等を実施し、普及啓発を行います。
- ・市民後見人の養成を通じて、成年後見制度について理解を深め、市民の共助の精神を醸成し、制度が必要な人に気づき支え合える社会の実現に向け取り組みます。

②地域の支援者や関係機関等を対象とした普及啓発活動

- ・地域の支援者や関係機関向けの講演会や、成年後見制度の研修会等を開催し、普及啓発に取り組みます。
- ・高齢者福祉分野、障がい福祉分野に限らず、広く福祉分野に関係する行政職員に対し、研修を実施します。

③普及啓発を推進するためのツールの作成・活用

- ・手に取りやすく、成年後見制度の概要やメリットなどが理解できるパンフレット等のツールを、法律専門職等と連携し、作成します。
- ・ホームページや広報等を活用し、成年後見制度や相談窓口について情報発信を行います。



第2節 相談支援体制の充実

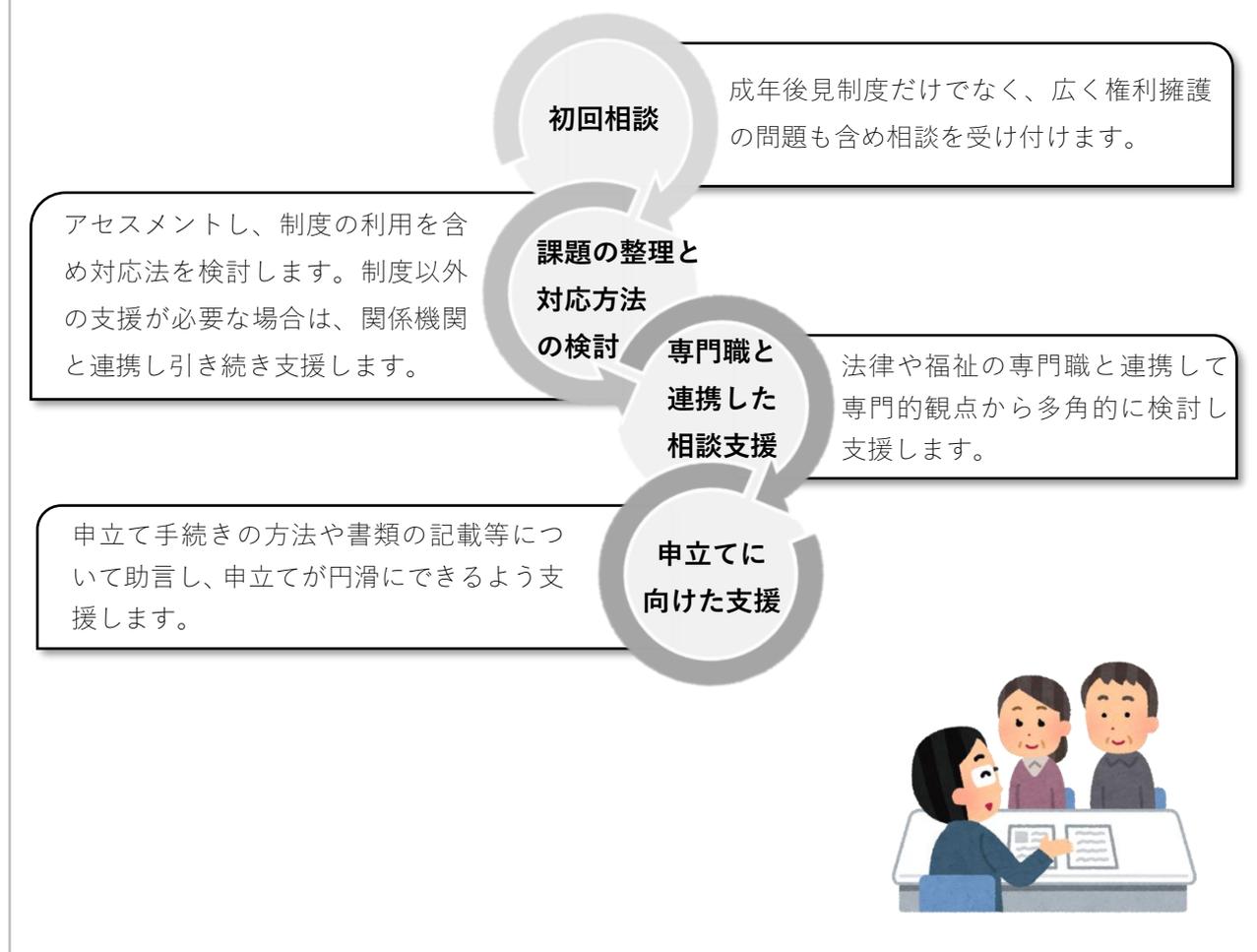
これまで、本市には、成年後見制度の利用相談について専門的に対応できる窓口がありませんでした。また、成年後見制度の利用を必要としている人の中には、自ら相談に行くことができず、支援を求めることが難しいことがあります。

そこで、本人や家族、本人の身近な人が気軽に成年後見制度について相談できるよう、相談窓口を整備します。専門的な相談窓口が明確化されることで、より迅速に相談支援へ結びつく環境を整えます。

自発的に窓口で相談することが難しい人に対しては、地域の支援者や関係機関等と連携して、成年後見制度を必要とする人を把握し、円滑な支援に結びつけられるよう、訪問による相談支援について検討します。

また、対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律専門職等と連携した相談体制を構築します。

成年後見制度の相談支援の流れ（イメージ）



【主な取組】

①相談窓口の整備

- ・本人や家族、関係機関等が、成年後見制度について気軽に相談できる窓口を整備し、必要な支援につなげます。
- ・成年後見制度の利用が必要な場合、本人や親族が申立てを行う際の手続きや必要書類の収集方法等について助言し、申立てが円滑に進むよう支援します。
- ・成年後見制度の利用が必要ないと判断された場合も、他の権利擁護の支援が必要ないか検討し、切れ目のない相談支援を行います。
- ・地域の支援者や関係機関等が成年後見制度の利用が必要な人を発見しても、自発的に相談することが難しい人や、相談に来ることを躊躇している人がいます。そうした人への訪問による相談支援について検討します。

②法律専門職等による専門相談体制の構築

- ・対象者の抱えている課題の専門性に対応できるよう、法律や福祉の専門職と連携して、専門的観点から多角的に支援できる体制を構築します。

第3節 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人を支える支援者等や後見人等が互いに連携し「チーム」を形成することで、日常的な本人の見守り、本人の意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。

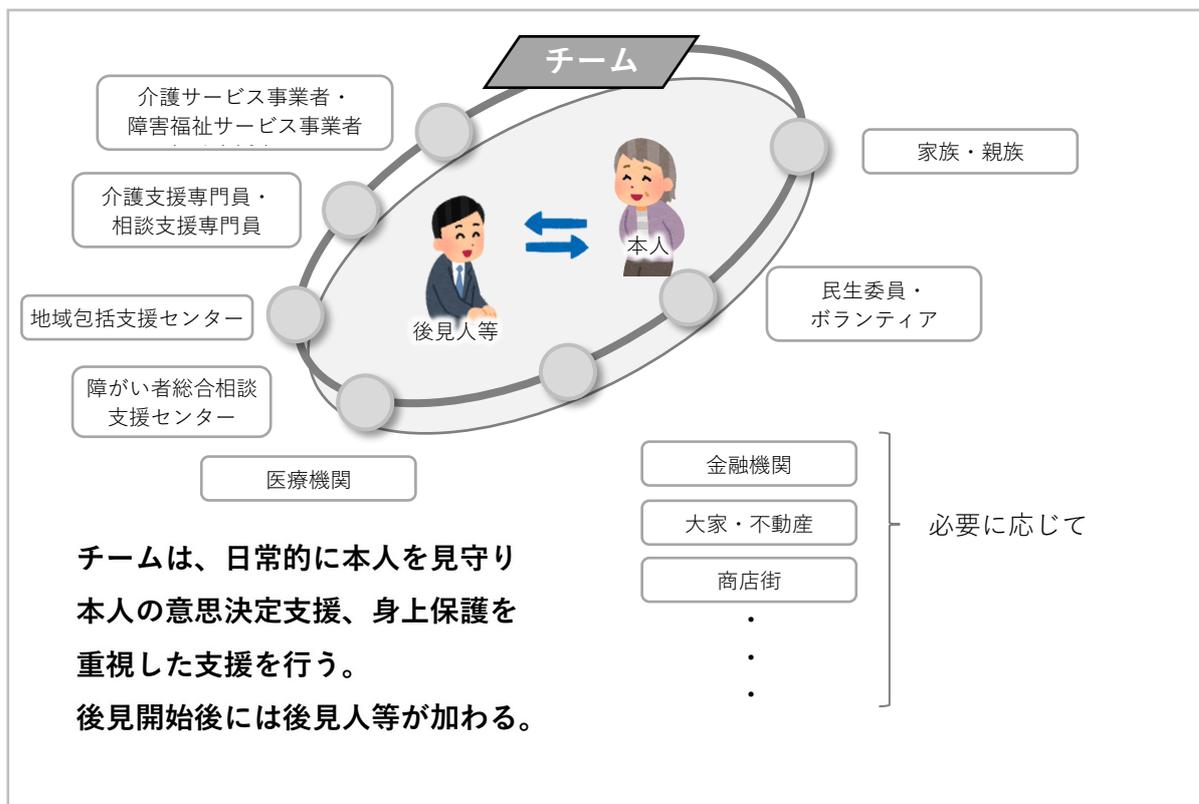
「チーム」がより円滑に機能するよう、また、当事者の声を反映し、本人に寄り添った支援を行えるよう、会議体を設置し、支援体制や地域の課題、連携のあり方を検討します。

そうした支援者間の連携の積み重ねにより、地域の支援者や関係機関等との既存のネットワークに加え、法律専門職等の新たな関係者を含む地域連携ネットワークが構築され、地域全体の見守る力が高まります。その結果、地域全体の見守り体制の中で、成年後見制度の利用が必要な人に早く気付くことができ、成年後見制度の利用に関する早期の支援につながることを期待できます。

【主な取組】

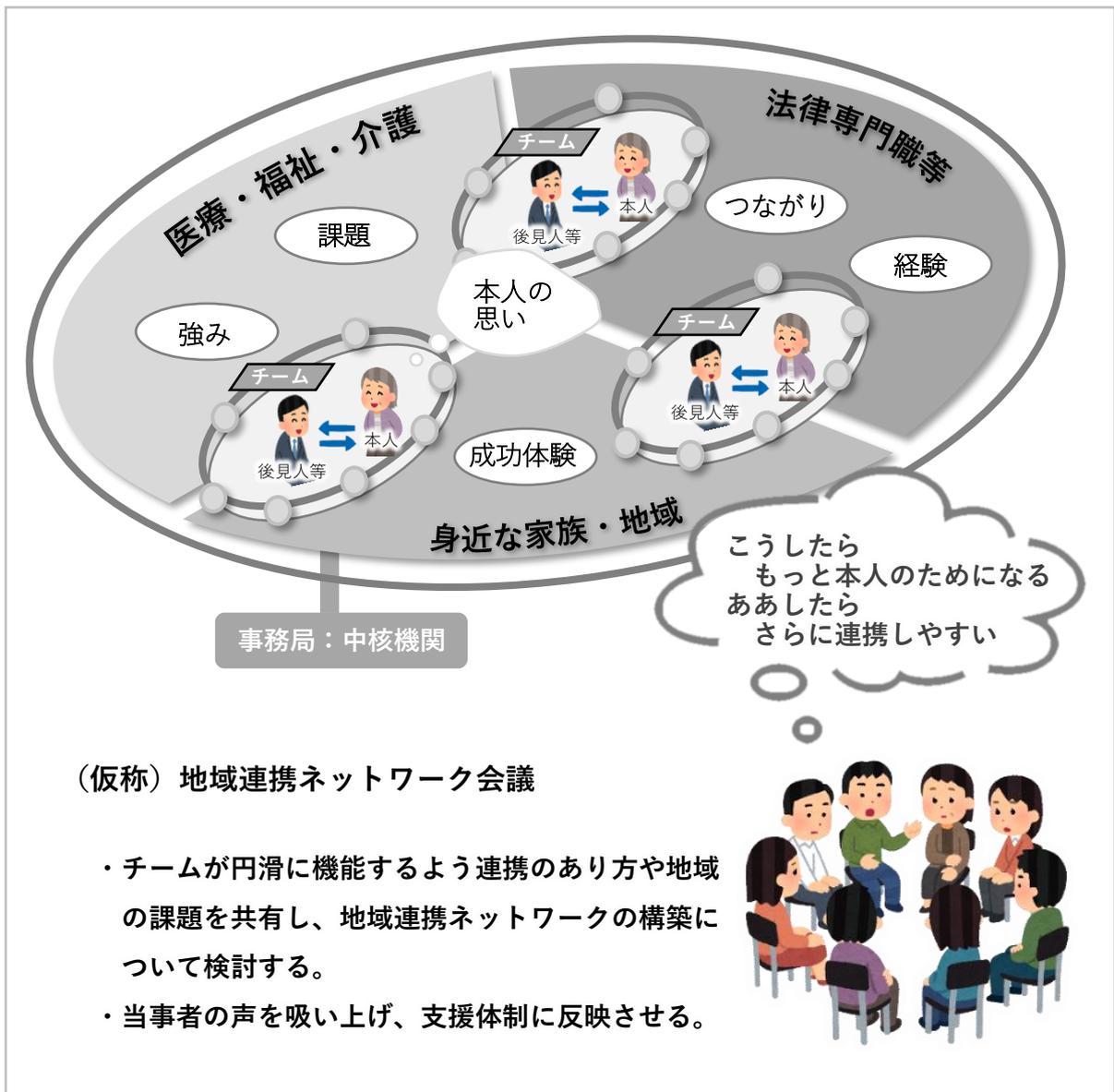
①チームによる対応

- ・成年後見制度の利用が必要な人に対して、後見開始前は本人に身近な親族、医療、介護、福祉、地域の支援者等が、後見開始後には、これに後見人等が定例的に加わる形で「チーム」を形成します。その「チーム」で、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を把握し、必要な支援を行っていきます。



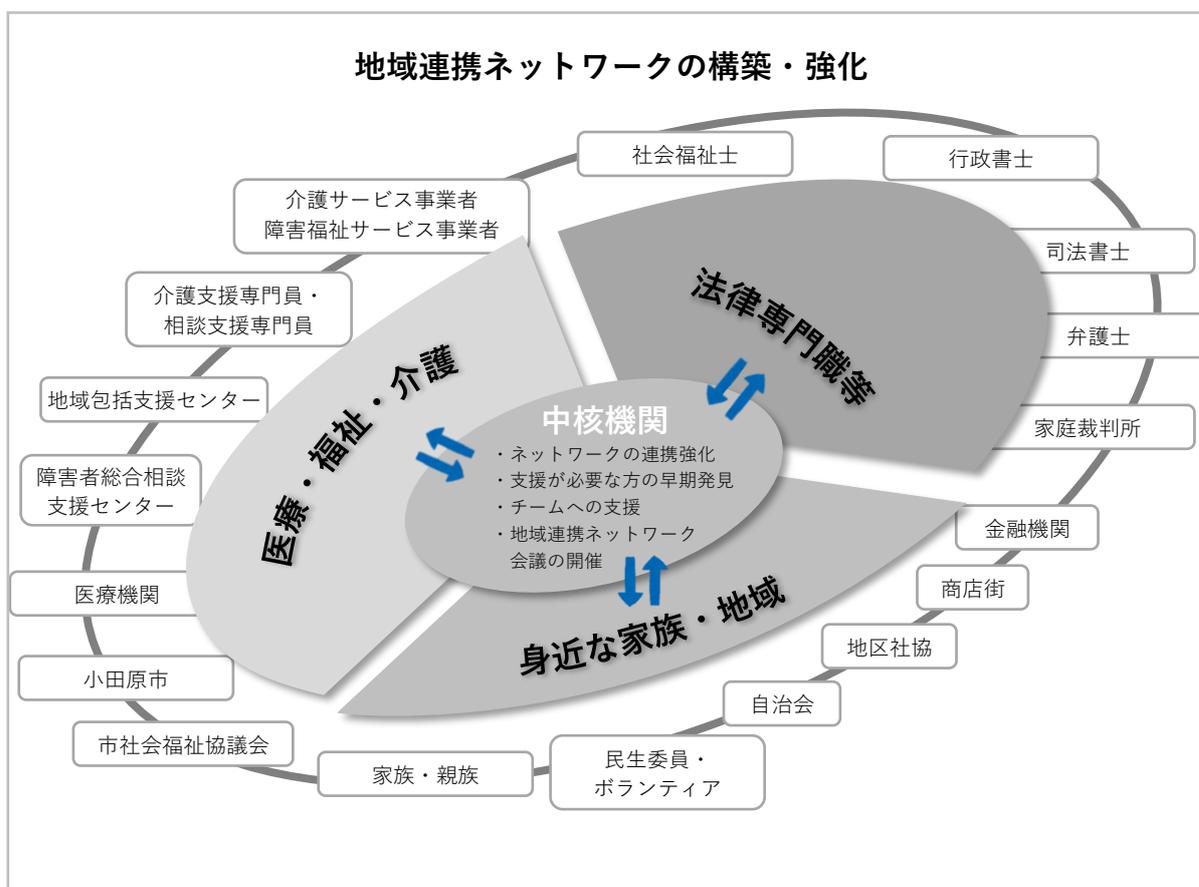
② (仮称) 地域連携ネットワーク会議の設置

- ・「チーム」がより円滑に機能するように、成年後見制度に関する支援者等が、連携のあり方や地域の課題を共有し、支援体制について検討する会議体を設置します。
- ・地域連携ネットワークを活用し、成年後見制度を利用している当事者の声を吸い上げ、本市の支援体制に当事者の思いを反映させます。



③地域連携ネットワークを活かした支援

- ・地域連携ネットワークをコーディネートする中核的な役割を担う機関を設置します。
- ・地域の支援者や関係機関等との既存のネットワークを活用するとともに、法律専門職や金融機関など新たな関係機関との連携及び情報共有を推進し、個人情報の取扱に配慮しつつ、成年後見制度の利用が必要な人の意思決定支援、身上保護を重視した支援を行います。
- ・既に行われている会議体（地域ケア会議・サービス担当者会議・自立支援協議会等）を活用し、多くの関係者との連携を強化し、チームへの支援を行います。
- ・こうした支援者間の連携を積み重ねていくことで、地域連携ネットワークを構築・強化し、地域全体の見守る力を高めていきます。



第4節 市民後見人の養成・支援

今後、認知症高齢者等の増加により、成年後見制度利用の需要は一層高まるものと見込まれています。そうした時代の要請に応えるため、市民後見人を養成し成年後見等の担い手の確保を推進するとともに、市民後見人の支援に努めます。

市民後見人の養成を通じて、成年後見制度について理解を深め、市民の共助の精神を醸成し、たとえ認知症等になったとしても安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を目指します。

市民後見人は、同じ市民の立場で本人に寄り添い、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことが期待されます。

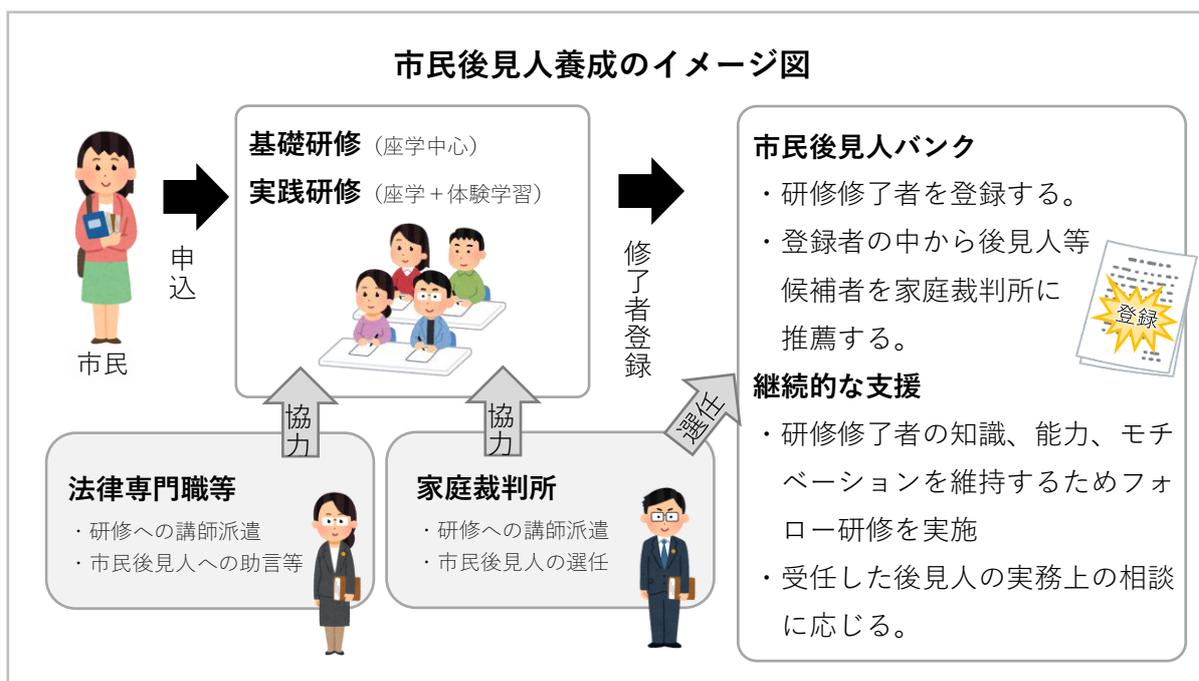
【主な取組】

①市民後見人の養成

- ・市民後見人養成講座（基礎研修・実践研修）を開催し、法律専門職等と連携し市民後見人の養成に努め、家庭裁判所と連携して市民後見人の選任に向けた取組を進めます。

②市民後見人の資質向上に向けた継続的な支援

- ・養成した市民後見人に対し、資質の維持・向上のため、技術的な助言や相談、研修など、継続的な支援を行います。
- ・社会福祉法人による法人後見の受任体制を充実するよう働きかけ、市民後見人養成の場とします。



第5節 制度を利用しやすい仕組みづくり

成年後見制度の利用が一層促進されるよう、後見人が活動する上での困りごとを解決するための支援や、成年後見制度を利用する上での障壁を取り除くなど、利用しやすい仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

①後見人の支援

- ・法律専門職等と連携し、後見人等や「チーム」からの相談に応じ、円滑に活動が行われるよう支援します。
- ・親族後見人の後見活動への不安を軽減するため、家庭裁判所と連携し、親族後見人同士のネットワークを構築するとともに、家庭裁判所へ提出する書類作成に対し助言を行います。
- ・本人のニーズと後見人が持っている専門性・強みが異なる場合や、後見人等の都合などで後見人等交代のニーズが発生した場合は、家庭裁判所と連携し、後見人等の交代も含め必要な措置が行われるよう対応します。

②適切な後見人等候補者を推薦するための仕組みづくり

- ・市長申立て事案については、成年後見制度の利用や申立ての必要性、適切な後見人等候補者を推薦するための会議を開催し、制度の利用が必要な人の課題やニーズを把握し、適切な候補者を家庭裁判所に推薦します。
- ・市長申立て以外の事案に係る候補者の推薦については、今後の国の動向や本市における成年後見等に関する申立状況も踏まえ、対象範囲や実施時期について検討します。

③日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

- ・日常生活自立支援事業は、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図るため、本人との契約に基づき、日常的な金銭管理や重要書類の預かり等を行う事業です。この事業の対象者の判断能力が低下した場合に、本人に必要な支援が行われるよう成年後見制度へのスムーズな移行を検討します。

④市長申立てと利用助成

- ・成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず申立者が不在の場合は、市長による申立て手続を引き続き実施していきます。
- ・生活に困窮している方が成年後見制度を円滑に利用することができるよう、申立てに係る費用や後見人等の報酬に係る費用について助成する制度のあり方を検討します。

第6節 不正防止に向けた取組

成年後見制度が、成年後見制度の利用が必要な人にとって安心かつ安全な制度となるためには、不正事案の発生を未然に防止する仕組みづくりが重要となります。

第4章第1節から第5節に記載した取組を実施し、地域連携ネットワークや「チーム」での見守り体制が構築されることで、後見人等が孤立することなく、日常的に相談できる環境が整備され、不正の発生を未然に防止することにつながります。

仮に、後見人等の不適切な行為が把握された場合や情報提供があった場合は、家庭裁判所と連携して必要な対応を行います。



第5章 推進体制

第1節 中核的な役割を担う機関の設置と適正な運営

基本理念の実現を図るためには、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援に結びつけ、本人の意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用を進めていく中核的な役割を担う機関が必要です。

市が設置主体となり、市域を区域とした中核機関を設置し、成年後見制度の普及啓発を行うほか、制度利用や後見活動等に関する相談窓口を設ける等、当該制度の利用促進を図るための取組を進めていきます。

また、(仮称)成年後見制度利用促進審議会を設置し、成年後見制度の利用上の課題を把握し、今後の取り組むべき施策や方向性についての検討を行うとともに、中核機関が適正かつ円滑に運営されるよう協議します。

【主な取組】

①中核機関の設置・運営

- ・令和4（2022）年度までに中核機関を設置し、成年後見制度の利用が必要な人や支援者を支援する体制を整備し、第4章に記載している施策を段階的・計画的に実施します。
- ・中核機関を委託により運営する場合は、業務の中立・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人を市が適切に選定します。
- ・中核機関は、様々なケースに対応できるよう、法律専門職等と連携して法律・福祉等の専門知識や対応するノウハウを蓄積し、相談スキルの向上に取り組みます。受け付けた相談内容をアセスメントし必要な支援に振り分けること、制度や手続きの一般的な相談以外にも専門性の高い相談も受け付けることから、法律専門職等と連携し、相談対応能力（アセスメント力、相談スキル、支援に必要な制度等）向上のための研修やマニュアルの整備等を行います。

②(仮称)成年後見制度利用促進審議会の設置

- ・市が主体となり、(仮称)成年後見制度利用促進審議会を設置します。
- ・基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査審議します。
- ・市民、関係機関、行政等が、それぞれの役割を担いながら連携し、成年後見制度の利用を促進していくことが重要であることから、関係機関の連携が一層図られるよう地域連携ネットワークのあり方等について審議します。

成年後見制度の理解の促進

- ・市民や関係機関等への普及啓発
- ・普及啓発をすすめることで制度の利用が必要な人を早期に発見



制度を利用しやすい仕組みづくり

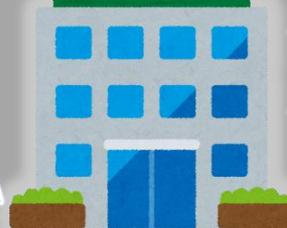
- ・後見人への支援
- ・親族後見人のネットワークづくり
- ・後見人等候補者を推薦の仕組み
- ・日常生活自立支援事業からの移行
- ・市長申立・利用助成

相談支援体制の充実

- ・成年後見制度について専門的に相談できる窓口を整備
- ・窓口を明確化し、迅速な相談へ
- ・申立て手続きを支援



中核機関

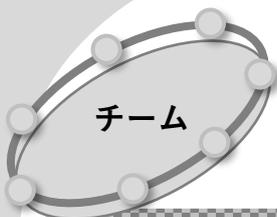


市民後見人の養成・支援

- ・権利擁護の担い手である市民後見人の養成
- ・養成した市民後見人への継続的な支援



中核機関 5つの機能



- ・本人を中心に様々な関係者でチームをつくる
- ・チームで日常的に本人を見守る
- ・本人の意思や状況を把握し、必要な支援を行う



- ・個別チームへの支援
- ・ネットワークを形成し連携を強化
- ・支援が必要な方の早期発見

地域連携ネットワーク



(仮称) 地域連携ネットワーク会議

- ・チームが円滑に機能するよう連携のあり方や地域の課題、当事者の声を共有し、支援体制を検討



連携

小田原市は
～であって欲しい
中核機関をもっと
・・・にしたい

(仮称) 成年後見制度利用促進審議会

- ・基本理念の実現に向け、成年後見制度の利用促進に向けた取組状況を調査審議
- ・関係機関の連携が一層図られるよう地域連携ネットワークのあり方を審議



おだわら成年後見制度利用促進指針（素案）

（発行） 令和2（2020）年12月
小田原市福祉健康部
福祉政策課・高齢介護課・障がい福祉課
〒250-8555
小田原市荻窪 300 番地
電話 0465-33-1864

第 6 期小田原市障がい福祉計画・第 2 期小田原市障がい児福祉計画 (素案) について

1 概要

(1) 計画の法的根拠と趣旨

ア 法的根拠

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。

イ 趣旨

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保及び円滑な実施に関する事項を定めます。

(2) 計画の性格

- ・「小田原市地域福祉計画」、「おだわら障がい者基本計画」などの上位計画との調和を保ちます。

(3) 計画の期間

- ・令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）まで（3 年間）

(4) 計画の基本理念・基本目標

ア 基本理念

「地域共生社会の実現」

- ・「地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らす社会」＝「地域共生社会」の実現

イ 基本目標

- ・基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、基本目標を次のように定めます。

- (ア) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (イ) 障がい者等のニーズに則したサービス提供体制の充実
- (ウ) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (エ) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (オ) 障がい児の健やかな育成のための支援
- (カ) 障がい福祉人材の確保
- (キ) 障がい者の社会参加を支える取組

(5) 令和5年度（2023年度）の目標、数値の設定

- ・次に掲げる項目について、計画期間の最終年度（令和5年度（2023年度））に達成すべき目標、数値を設定

- ア 福祉施設入所者の地域生活への移行
- イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ウ 地域生活支援拠点等の整備
- エ 福祉施設から一般就労への移行等
- オ 障害児支援の提供体制の整備等
- カ 相談支援体制の充実・強化
- キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

(6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

- ・それぞれのサービス等について、見込量及び見込量確保のための方策を記載

(7) 計画の達成状況の点検及び評価

- ・サービス見込量や数値目標の達成状況等は、「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会（1市3町で共同設置。以下「地域障害者自立支援協議会」という。）」に報告し、点検・評価等を受けます。

2 策定のスケジュール

時期	項目
令和2年8月24日 ～ 令和2年10月2日	市内障害福祉サービス事業者等及びサービス利用者を対象に、計画の策定に伴うアンケート調査を実施*
令和2年9月28日 ～ 令和2年10月23日	地域障害者自立支援協議会委員を対象に、計画作成に係る意見聴取（書面照会）
令和2年11月16日	地域障害者自立支援協議会において、計画（素案）についての意見を聴取（会議開催）
令和2年12月4日	計画（素案）について厚生文教常任委員会に報告
令和2年12月15日 ～ 令和3年1月13日	パブリックコメントの実施
令和3年2月（予定）	地域障害者自立支援協議会において、市民意見の募集結果を反映した計画（案）についての意見を聴取（会議開催）
令和3年2月（予定）	県知事に対して、計画の策定に係る意見を照会
令和3年3月（予定）	計画策定

* 事業者調査対象サービス：生活介護 放課後等デイサービス 施設入所支援 就労移行支援事業所等

* 利用者調査対象サービス：生活介護 放課後等デイサービス

第 6 期小田原市障がい福祉計画
第 2 期小田原市障がい児福祉計画
素 案

計画期間

令和 3 年度（2021 年度）～令和 5 年度（2023 年度）

小 田 原 市

目 次

第 1 章 計画策定の背景・趣旨等

1 計画策定の背景	1
2 計画の法的根拠と趣旨	3
3 計画の性格	4
4 計画の期間	4

第 2 章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方	9

第 3 章 令和 5 年度（2023 年度）の目標及び数値の設定

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	12
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
3 地域生活支援拠点等の整備	14
4 福祉施設から一般就労への移行等	15
5 障害児支援の提供体制の整備等	18
6 相談支援体制の充実・強化	20
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	21

第 4 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

1 サービス等の概要	22
2 サービス等の利用実績	28

第 5 章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

1 訪問系サービス	35
2 日中活動系サービス	36
3 居住系サービス	40

4 相談支援	42
5 障害児通所支援等のサービス	43
第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項	
1 実施する事業の内容	46
2 事業の実施状況及び見込量等	52
3 事業の見込量確保のための方策	59
第7章 計画の達成状況の点検及び評価	60
参考1 用語解説	61

第 1 章 計画策定の背景・趣旨等

1	計画策定の背景
---	---------

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)」は、平成 18 年(2006 年)4 月の「障害者自立支援法」の施行以来、度々の改正が行われ、平成 25 年(2013 年)4 月の改正法の施行では、平成 23 年(2011 年)8 月の「障害者基本法」の改正を受け、共生社会の実現や社会的障壁の除去などを基本理念とすることが明記され、障害福祉サービスもこの理念に立脚し体系が形作られることとなりました。

また、平成 28 年(2016 年度)4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」及び改正「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」が施行され、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めるなど、障がい者等に関わる共生社会の実現や社会的障壁の除去などのための法令等の整備が進み、その推進のための機運が高まりました。

そのような中、神奈川県相模原市の障害者支援施設「神奈川県立津久井やまゆり園」において、平成 28 年(2016 年)7 月に大変痛ましい事件が発生し、世界中に大きな衝撃を与えました。

神奈川県では、「ともに生きる社会かながわ憲章」を平成 28 年(2016 年)10 月に制定し、決意を新たに共生社会の実現のための取組を進めています。

本市においても、障がい者等が、障がいの有無により、分け隔てられることなく、地域社会を構成する一員として、その活動に参画する機会が確保され、他の人々と共生することを妨げられず、あらゆる社会的障壁が除去されることにより、相互に人格と個性を尊重し合う「地域共生社会」を実現するための取組が重要となっています。

この取組を推進していくため、障害福祉サービスその他の障がい児・者に対する支援が計画的・効果的に提供できるよう、「第 6 期小田原市障がい福祉計画」及び「第 2 期小田原市障がい児福祉計画」を策定するものです。

障害者福祉施策の経緯（障害者自立支援法以降）

平成 18 年 (2006 年)	4 月	障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・サービス体系の再編(三障がい一元化) ・応益負担(定率負担)制の導入 ・サービス報酬の日額化 ・新たな支給決定(障害程度区分等)の導入 ・障害福祉計画策定を市町村に義務付け
平成 19 年 (2007 年)	2 月	障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者層の利用者負担の軽減 ・事業者に対する激変緩和措置
平成 21 年 (2009 年)	12 月	障がい者制度改革推進本部 設置 同本部に障がい者制度改革推進会議 設置
平成 22 年 (2010 年)	6 月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合福祉法(仮称)を平成 25 年(2013 年)8 月までに施行することを旨とする。
	12 月	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(整備法)公布 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担を応益負担から応能負担へ ・障害者の範囲の見直し (発達障害者及び高次脳機能障害者について明記) ・サービス等利用計画作成対象者の拡大 ・同行援護を追加
平成 23 年 (2011 年)	8 月	改正障害者基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定の見直し(共生社会の実現・社会的障壁の除去等) ・障害者の定義の見直し(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの) ・差別の禁止、合理的配慮の提供
平成 25 年 (2013 年)	4 月	障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)として施行 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を創設 (共生社会の実現、社会的障壁の除去等) ・障害者の範囲に難病を追加 ・障害程度区分を障害支援区分に ・重度訪問介護等の対象拡大

平成 26 年 (2014)	2 月	障害者の権利に関する条約 発効
	4 月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) 施行 ・不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供
	7 月	神奈川県立津久井やまゆり園事件
	10 月	神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」制定
平成 30 年 (2018 年)	4 月	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 施行 ・自立生活援助、就労定着支援の創設 ・障害児福祉計画の策定を市町村に義務付け

2	計画の法的根拠と趣旨
---	------------

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、障害者総合支援法第 88 条第 7 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならないと定められています。

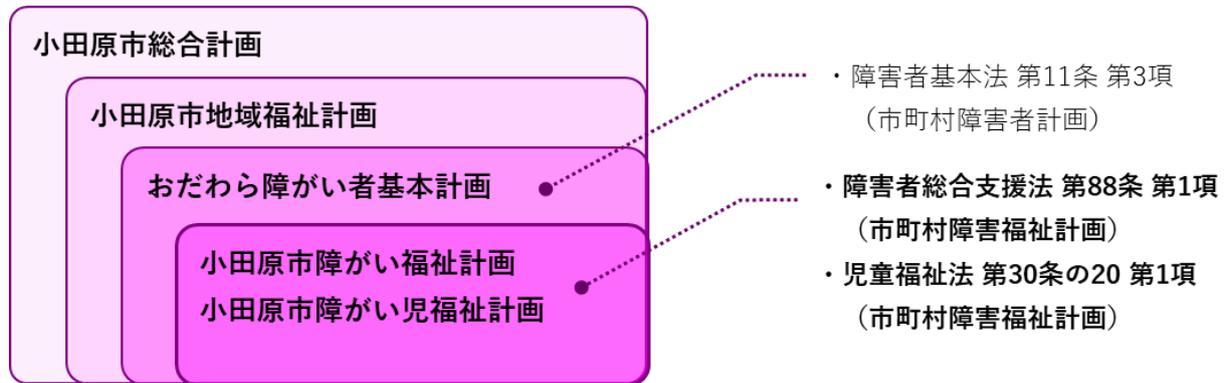
なお、この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づき、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和 2 年 5 月 19 日厚生労働省告示第 213 号)(以下「基本指針」という。)」に則して策定しています。

3	計画の性格
---	-------

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第3章として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する個別の計画として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第5次総合計画の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「小田原市総合計画」や「小田原市地域福祉計画」、県の「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



4	計画の期間
---	-------

第5期小田原市障がい福祉計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））を引き継ぐ、第6期小田原市障がい福祉計画は、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）を計画期間とし、令和5年度（2023年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの各サービスの利用見込量等について定めるものとします

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
第5次小田原市総合計画 平成23年度～令和3年度											第6次計画		
第2期小田原市地域福祉計画 平成24年度～28年度				第3期小田原市地域福祉計画 平成29年度～令和3年度				第4期計画					
おだわら障がい者基本計画 平成23年度～28年度						第2期おだわら障がい者基本計画 平成29年度～令和4年度					第3期計画		
第3期小田原市障がい福祉計画 平成24年度～26年度			第4期小田原市障がい福祉計画 平成27年度～29年度			第5期小田原市障がい福祉計画 小田原市障がい児福祉計画 平成30年度～令和2年度			第6期小田原市障がい福祉計画 第2期小田原市障がい児福祉計画 令和3年度～5年度			第7期計画	

第2章 計画の基本理念と基本目標

1	基本理念
---	------

本計画は、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に、令和5年度末の目標を設定するとともに、サービスを提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としたもので、「おだわら障がい者基本計画」の一部を構成するものです。

「おだわら障がい者基本計画」では、「地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに暮らす」社会＝地域共生社会の実現を基本理念に掲げています。

本計画においても、この「地域共生社会の実現」を基本理念とし、障がい福祉の充実を図り、市民とともに、計画を推進していきます。

2	基本目標
---	------

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

■ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等が住み慣れた地域で、自己実現と社会参加を実現するためには、障がい者等の自己選択、自己決定に基づく障害福祉サービス等の利用による支援と、その適切な利用を支え、障がい者等の意思決定を支援する相談支援体制が不可欠です。

障がい者等の権利を保障し、そのニーズを実現するために、制度の枠組みを超え、柔軟に対応できる多様な支援機関等との協力体制に立脚した、多角的・重層的な相談支援体制の充実・強化を目指します。

■ 障がい者等のニーズに則したサービス提供体制の充実

障害福祉サービス等の対象となる障がい者等の範囲を、身体障がい、知的障がい、精神障がい及び難病等に罹患した障がい児者とし、障がいの種別に関わらず、希望する障害福祉サービス等を利用できるように、神奈川県からの支援を受けながら、本市の地域特性を踏まえた障がい者等のニーズに則したサービス提供体制の充実に努めます。

■ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の充実や基幹相談支援センターを中心とした地域の社会資源・人的資源を最大限に活用できる仕組みを構築します。

また、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する障がい者等が地域での暮らしを継続することができるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助等による常時の支援体制の確保を図るなど、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制の強化に努めます。

さらに、今後の障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の効果的な運用を図るとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域障害者自立支援協議会の場等を活用し議論を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

■ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に取り組むとともに、地域の資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

特に、相談支援については、基幹相談支援センターを中心に、地域の様々な相談を受け止め、自らが対応又はつなぐ役割、多機関が協働するための中核としての役割、また、相談者につながり続ける伴走支援を担う役割、就労支援、居住支援など多様な社会参加を支援する役割、ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出す役割等を一体的に備えた体制整備を進めます。

■ 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児及びその家族に対し、発達の遅れに心配を感じた段階から、身近な地域で適切な支援を受けられるよう、障害児通所支援等による質の高いサービス提供を行うため、神奈川県の実施計画を受けながら取り組みます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整え、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。

さらに、医療的ケア児が各種支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づいた包括的な支援体制の構築を図ります。

■ 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくためには、その提供体制の確保とそれを担う人材の確保が必須です。そのために、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が魅力的でやりがいのある職場であることの周知について、官民が連携し、取組を進めます。

■ 障がい者等の社会参加を支える取組

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、その多様なニーズを把握し、必要な支援を行うことが重要です。

障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会やスポーツやレクリエーション活動への参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

3	サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方
---	----------------------------

本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要なサービス量の見込み等の目標設定を行います。

■ 必要な訪問系サービスの保障

障がい者等が地域において健康で充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）について、ニーズ把握に努めるとともに、サービスの適切かつ十分な提供を図ります。

■ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

障がい者等に対し、就労支援や社会参加の機会の提供のほか、適切な介護や余暇活動等の充実した活動を提供する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）について、その方の特性やニーズに配慮しながら、適切かつ十分に提供されるよう努めます。

■ グループホーム等及び地域生活支援拠点等の機能の充実

地域における居住の場としてグループホームの質的・量的な充実を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練、地域移行支援、地域定着支援等のサービスと合わせて、施設入所・入院から地域生活への円滑な移行を進めます。

また、重度化、高齢化し、日常生活を営む上での理解力、生活力を補う必

要がある障がい者であっても、地域生活を希望する方が地域で暮らすことができるよう、ニーズ把握に努めるとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助等のサービスを提供できる体制の整備に努めます。

さらに、地域生活支援拠点等については、地域に開かれたものとするよう努めるとともに、市域だけではカバーできない社会資源を活用可能とするため、圏域での面的な体制が効果的に機能するよう、個々の機関の連携のもと、ニーズの高い緊急時の対応や受入れ等をはじめとした障がい者等を支援できる体制を構築します。

■ 福祉施設から一般就労への移行の推進

障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるよう、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の利用を促進します。

■ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対する支援の強化

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい者等に対し、障害福祉サービス等において、適切かつ十分な支援ができるよう、神奈川県との支援等を受けながらサービス提供体制を強化します。

■ 障害児支援の提供体制の確保

障がい児及びその家族が、乳幼児期から一貫した効果的な支援を、身近な地域で受けられることが重要です。

そのために、児童発達支援センターを中核とした、重層的な障害児通所支援の体制整備、障害児通所支援と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等の子育て支援施設や教育委員会との密接な連携、とりわけ、保育所等訪問支援と保育所等との緊密な連携による障がい児の地域社会への参加・包容を推進するとともに、医療的ケア児等、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実に取り組みます。

■ with コロナ期、after コロナ期におけるサービス提供体制の確保

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルスの感染を防止し、必要なサービス提供を継続できるように、事業所との情報共有に努め、衛生用品等の提供等、必要な支援を行います。また、感染拡大への恐れからサービス提供が進まない状況に際しては、事業者との協議、課題の抽出に努め、連携して適切な対応を行います。

第3章 令和5年度（2023年度）の目標及び数値の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、令和5年度（2023年度）を目標年度として、次のように目標等を設定します。

1	福祉施設入所者の地域生活への移行
---	------------------

第5期計画の令和2年度（2020年度）末の地域生活移行者数の目標18人に対し、実際の移行者数は5人と見込まれ、13人が当初の目標を下回る見込みとなりました。そこで令和3年度（2021年度）末から令和5年度（2023年度）末にかけての地域生活移行者数を、国の基本指針に基づき6%となるよう目標を設定します。

また、第5期計画の令和2年度（2020年度）末の施設入所者数の目標188人に対し、令和元年度（2020年度）末の施設入所者数が196人であることから、目標を下回ることが見込まれます。そうしたことから令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）にかけての施設入所者削減数が、国の基本指針に基づき1.6%となるよう目標を設定します。

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図るとともに、新たに施設入所を必要とするかたとのバランスを取りながら、令和5年度（2023年度）末の施設入所者を192人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

項 目		目標値等	考え方
【基準値】	施設入所者数	A 196 人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数	B 12 人	基準値 A のうち、令和 5 年度末までに地域生活へ移行する者の目標値
		6.0%	基準値 A に占める割合
【見込値】	新たな施設入所支援利用者数	C 30 人	令和 5 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者の見込数
【見込値】	地域移行者以外の退所者数	D 22 人	令和 5 年度末までに地域移行以外の理由で退所する利用者の見込数
【見込値】	令和 5 年度末の施設入所者数	E 192 人	$A - B + C - D$
【目標値】	施設入所者削減数	F 4 人	$A - E$
		1.6%	基準値 A に占める割合

2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
---	--------------------------

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

本市では「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」の場や、「地域精神保健福祉連絡協議会（小田原保健福祉事務所主催）」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（小田原保健福祉事務所主催）」に参画するなど、自治体・保健・医療・福祉の関係機関による協議を継続していきます。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る目標値

項目	数値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	10回	令和5年度開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	150人	令和5年度参加者数見込
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	令和5年度実施回数見込
精神障がい者の地域移行支援	1人	令和5年度利用者数見込
精神障がい者の地域定着支援	1人	令和5年度利用者数見込
精神障がい者の共同生活援助	30人	令和5年度末利用者数見込
精神障がい者の自立生活援助	1人	令和5年度利用者数見込

3	地域生活支援拠点等の整備
---	--------------

本市では、高齢化の進展に伴う家族介護力、障がい者のADL (Activities of Daily Living・日常生活動作)の低下などに対応していくため、入所施設やグループホームなどの居住支援機能、障がい者や家族等からの相談や短期入所などを受けられる地域支援機能、生活介護や訓練など日中活動系のサービス機能を有する複数の事業所を地域生活支援拠点として位置付け、これらの事業者との連携のもと、地域で生活する障がい者を支援していく仕組みを構築しています。

また、障がい者的高齢化と地域移行が進む中、包括ケアや在宅医療との連携が不可欠となってくることから、基幹相談支援センターなどを中心に、本市における地域包括ケアシステムとの連携を検討していきます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

直近3か年の実績は以下のとおりとなります。第5期計画の令和2年度(2020年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数の目標23人に対し、令和元年度(2019年度)中の一般就労への移行実績が23人であったことから、令和2年度(2020年度)中の一般就労への移行者数を同数の23人と見込みます。これにより当初の目標を達成することが見込まれます。

平成29年度	平成30年度	令和元年度
19人	15人	23人

本市では、このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、令和5年度(2023年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を、令和元年度(2019年度)実績の23人を基準値とし、国の基本指針に基づき基準値の1.27倍となる30人を目標とします。

また、就労移行支援及び就労継続支援B型の事業ごとの一般就労に移行する利用者数の目標値を、国の指針に基づき、それぞれ令和元年度実績値の、1.30倍の20人、1.23倍の7人とするとともに、就労継続支援A型については、令和元年度実績が0人だったことから、目標値を1人と定め、サービス提供体制の充実に取り組みます。

一般就労に移行する福祉施設利用者数

項目		数値	考え方
【実績値】	一般就労に移行する福祉施設利用者数	23人	令和元年度中に一般就労に移行した就労移行支援事業等利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労移行支援利用者数	15人	令和元年度中に一般就労に移行した就労移行支援事業利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労継続支援A型利用者数	0人	令和元年度中に一般就労に移行した就労継続支援A型事業利用者数
【実績値】	一般就労に移行する就労継続支援B型利用者数	5人	令和元年度中に一般就労に移行した就労継続支援B型事業利用者数
【目標値】	一般就労に移行する福祉施設利用者数	30人	令和5年度中に一般就労に移行する就労移行支援事業等利用者数 (令和元年度実績値×1.27)
【目標値】	一般就労に移行する就労移行支援利用者数	20人	令和5年度中に一般就労に移行する就労移行支援事業利用者数 (令和元年度実績値×1.30)
【目標値】	一般就労に移行する就労継続支援A型利用者数	1人	令和5年度中に一般就労に移行する就労継続支援A型事業利用者数 (令和元年度実績値×1.26)
【目標値】	一般就労に移行する就労継続支援B型利用者数	7人	令和5年度中に一般就労に移行する就労継続支援B型事業利用者数 (令和元年度実績値×1.23)

就労定着支援事業の利用者数

項目	数値	考え方
----	----	-----

【基準値】	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行した利用者	30人	一般就労に移行する福祉施設利用者数(再掲)①
【目標値】	うち就労定着支援事業利用者数	21人	①×0.7

就労定着支援事業所ごとの就労定着率

項目		数値	考え方
【基準値】	令和5年度末における就労定着支援事業所数	1か所	
【目標値】	うち就労定着率80%以上の就労定着支援事業所数	1か所	①×0.7

■ 障害者就労施設等からの物品等の調達及び障がい者雇用の推進

本市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国等が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成25年度(2013年度)から制定しています。

この調達方針では、適用範囲を小田原市役所の全組織とし、全庁的な位置付けにしています。また、調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とするほか、調達できるものは積極的に調達に努めるものとしています。

また、障がい者雇用の推進としては、障がい者就業・生活支援センターの運営支援、地域障害者自立支援協議会での関係機関での協議等や障がい者への合理的配慮の提供を支援するための助成金の助成対象の障がい者雇用事業所への拡大のほか、AI(Artificial Intelligence・人工知能)などの先端技術の活用や、農福連携の取組を推進するなど、新たな障がい者の働き方も視野に、官民が連携して障がい者雇用の推進に取り組めます。

5	障害児支援の提供体制の整備等
---	----------------

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市内2か所の児童発達支援センターと5か所の児童発達支援事業所とが、緊密な連携を図ることに加え、障がい児の地域社会への参加・包容を推進するために有効な保育所等訪問支援の利用を促進することにより、児童発達支援センターを中核とした、重層的な地域支援体制を構築します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内には、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所、受入れ可能な事業所が2か所ありますが、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は確保できていません。重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、神奈川県からの支援を受けながら、事業所の確保に取り組めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児及びその家族が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、サービス提供事業所の確保を図るとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野が共通の理解に基づき、総合的・継続的な支援体制を構築することが重要です。

本市では、小田原保健福祉事務所管内で協議の場として設置されている「母子保健福祉委員会小児等在宅医療の推進部会」に参画するほか、平成30年度に「医療的ケア児の支援に関する連携のための庁内連絡会議」を設置し、関係所管共通理解に基づく支援体制の構築を図っています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、基幹相談支援センターに1名配置されていますが、今後も、神奈川県主催の養成研修の受講を促し、相談支援専門員等の支援者に対する支援や、医療的ケア児が安心して生活できる地域づくりを目指す等、医療的ケア児の支援体制

の強化を進めます。

(4) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要ですので、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身に着つけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等、発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を強化し、障害児通所支援との相乗効果による適切な支援に取り組めます。

ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施見込

項目	見込	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	15人	令和5年度における市施設での受講者数

ペアレントメンターの人数の見込

項目	見込	考え方
ペアレントメンターの人数	1人	令和5年度における市施設に配置するペアレントメンターの人数

ピアサポートの活動への参加人数の見込

項目	見込	考え方
ピアサポートの活動への参加者数	15人	令和5年度における市施設での参加者数

6	相談支援体制の充実・強化
---	--------------

障がい者等、とりわけ、重度障がい者等が地域の中で主体的な日常生活及

び社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の適切な利用を支えるとともに、様々なニーズに対応できる相談支援体制が不可欠です。また、障がい児については障がいの疑いのある段階から障がい児本人や家族に対する相談支援を行うとともに、関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援、一般的な相談支援及び基幹相談支援センターから成る重層的な仕組みが構築されていますが、今後は、基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等、各種機能のさらなる充実を図ります。

総合的・専門的な相談支援の実施見込

項目	見込	考え方
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施	令和2年12月 基幹相談支援センター 設置

地域の相談支援体制の強化の実施見込

項目	数値	考え方
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15件	令和5年度における 基幹相談支援センターによる 対応件数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	令和5年度における 基幹相談支援センターによる 研修等実施件数
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	令和5年度における 基幹相談支援センターによる 取組の実施回数

7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組
---	------------------------

障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が住み慣れた地域で安心して暮

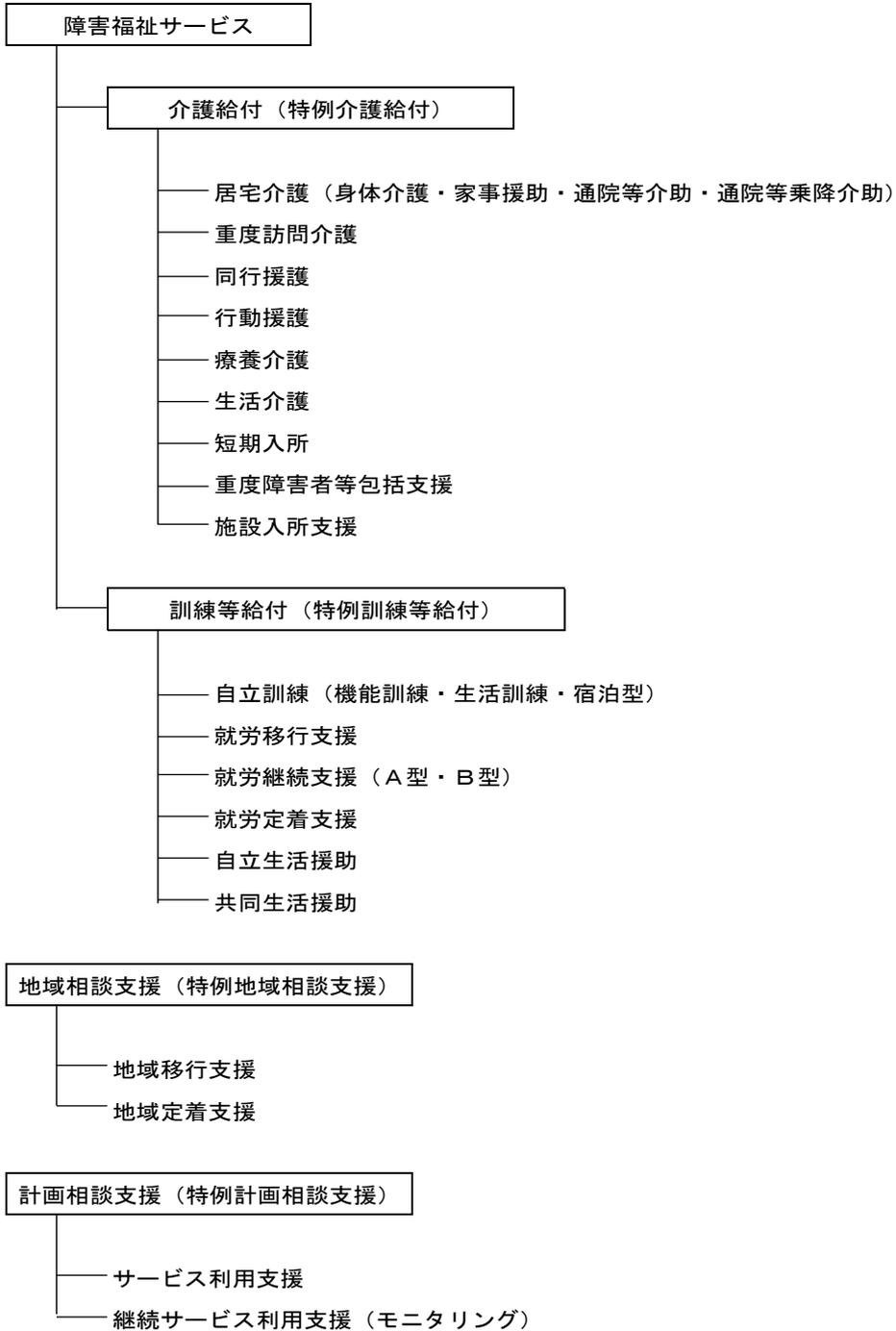
らすことができるようにするには、必要なサービスを確実に提供することが必要です。そのために担当職員の制度の理解を深めるための取組を行います。また、自立支援審査支払等システム等を活用した審査結果等を、事業者や関係自治体と共有し、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施見込

項目	数値	考え方
神奈川県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加	3人	令和5年度の研修等への参加見込人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有	有	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有体制の有無
	1回	令和5年度の審査結果等の事業所や関係自治体等との共有の実施回数

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

○ 障害福祉サービス等のサービス体系



(1) 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ）
ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護
ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護を要する人に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院または入所している障がい者に対し、意思疎通などの支援を行うサービスです。
同行援護
視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者等に対し、外出時において、障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他の障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護
知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な障がい者等に対し、行動する際に生じ得る危険を避けるために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等包括支援
常時介護を必要とし、意思疎通に著しい支障がある肢体不自由者、知的障がいまたは精神障がいにより、行動に著しい困難がある障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

(2) 日中活動系サービス

療養介護
<p>病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分 6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人若しくは障害支援区分 5 以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話、その他の必要な医療を、医療機関において提供するサービスです。</p>
生活介護
<p>常時介護を必要とする障がい者等に対し、主に昼間において、障害者支援施設などで入浴、排せつ、食事などの介護、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行うサービスです。</p>
自立訓練（機能訓練）
<p>障害者支援施設等において、必要な援助を要する障がい者であって、地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、身体機能・生活能力の維持・回復のための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。</p>
自立訓練（生活訓練）
<p>地域生活を営む上で支援が必要な障がい者に対し、必要となる入浴、排せつ、食事や家事などの日常生活能力を維持・向上させるために必要な支援、相談及び助言を行うサービスです。</p>
就労移行支援
<p>就労を希望する障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行うサービスです。</p>
就労継続支援（A型）
<p>企業等に就労することが困難な障がい者であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。</p>
就労継続支援（B型）

<p>通常の事務所に雇用されることが困難な障がい者を対象に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。</p>
<p>就労定着支援</p>
<p>就労移行支援等（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整、日常生活及び社会生活上の各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うサービスです。</p>
<p>短期入所（ショートステイ）</p>
<p>介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときなどに、障害者支援施設等へ短期間の入所をさせることにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を提供するサービスです。</p>

(3) 居住系サービス

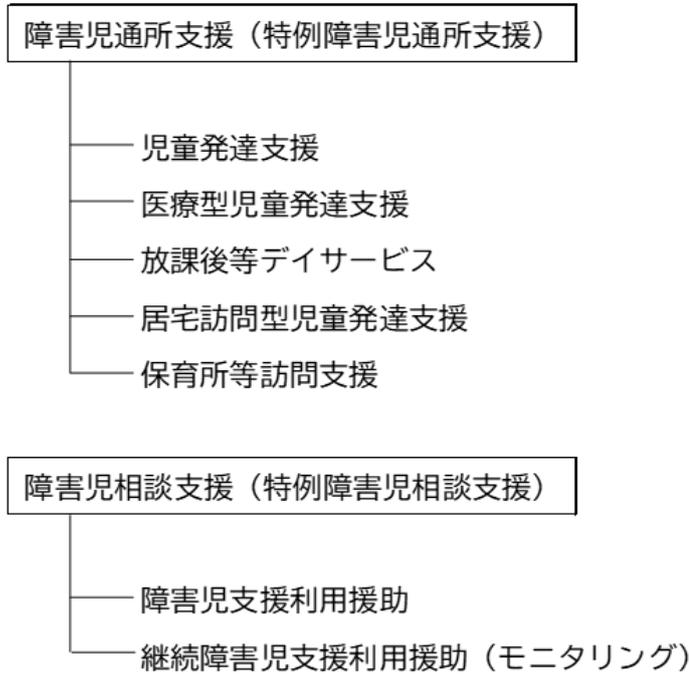
<p>共同生活援助（グループホーム）</p>
<p>共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、主に夜間において、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。</p>
<p>介護サービス包括型共同生活援助</p>
<p>事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。</p>
<p>外部サービス利用型共同生活援助</p>
<p>共同生活援助事業所の従業者が、相談や家事等の日常生活上の援助のみを行い、入浴等の介護は事業所が委託契約を結んだ指定居宅介護事業者が行います。</p>
<p>日中サービス支援型共同生活援助</p>
<p>事業所の従業者が、24時間支援体制を確保し、相談や家事等の日常生活上の援助と入浴等の介護を合わせて行います。</p>
<p>施設入所支援</p>
<p>障害者支援施設に入所する障がい者等に対し、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の支援を行うサービスです。</p>
<p>自立生活援助</p>

地域において単身等で生活する障がい者等を対象に、定期的な巡回訪問や随時通報を受けての訪問、相談対応等により、日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援を提供するサービスです。

(4) 相談支援

計画相談支援	
サービス利用支援及び継続サービス利用支援があります。	
サービス利用支援	<p>障害福祉サービスの支給申請に際し、希望する障害福祉サービス等の種類及び内容等について記載した、「サービス等利用計画案」の作成を行います。</p> <p>障害福祉サービスの支給決定後に、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害福祉サービス等の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画」を作成します。</p>
継続サービス利用支援	<p>支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「サービス等利用計画」の見直しを行います。</p>
地域相談支援	
地域移行支援と地域定着支援があります。	
地域移行支援	<p>地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している精神障がい者等に対し、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談その他の必要な支援を提供します。</p>
地域定着支援	<p>居宅において単身等で生活する障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援を提供します。</p>

○ 障害児通所支援等のサービス体系



(5) 障害児通所支援等のサービス

児童発達支援
療育を行う必要があると認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を提供します。
医療型児童発達支援
上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援と治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援
重症心身障がい児や医療的なケアを必要とする重度の障がい児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を提供します。

放課後等デイサービス	
就学中の障がい児に対し、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を提供します。	
保育所等訪問支援	
保育所などを訪問し、障がい児に対し、集団生活に適応するための専門的な支援、その他の必要な支援を提供します。	
障害児相談支援	
障害児支援利用援助と継続障害児支援利用援助があります。	
	<p>障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）等の支給申請に際し、希望する障害児通所支援等の種類及び内容等について記載した「障害児支援利用計画案」の作成を行います。</p> <p>障害児通所支援等の支給決定後に、障害児通所支援事業所等との連絡調整等を行うとともに、支給決定に係る障害児通所支援等の種類及び内容を記載した「障害児支援利用計画」を作成します。</p>
	<p>継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定の有効期間内に、支給決定を受けた障害児通所支援等に係る「障害児支援利用計画」が適切かどうか、利用状況等を検証（モニタリング）し、必要に応じ「障害児支援利用計画」の見直しを行います。</p>

2	サービス等の利用実績
---	------------

第4期及び第5期計画期間における障害福祉サービス等の利用実績は、以下のとおりです。

- ※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：平成27年度→平成28年3月分）です。令和2年度は、令和2年7月の実績値です。
- ※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。

【訪問系サービス】

総利用時間、実利用者数ともに、概ね計画値に近い数値で推移しています。
 1人1月あたりの平均利用時間（総利用時間 / 実利用者数）は、下表のとおり減少傾向にあります。障がい者の高齢化に伴う介護保険サービス併用者の増加などが要因として考えられます。

1人1月あたりの平均利用時間の推移

第4期計画			第5期計画		
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
25.74 h	28.80 h	25.11 h	25.28 h	24.65 h	22.45 h

【訪問系サービス】

（上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率）

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間	6,718	8,438	7,532	7,331	7,617	7,320
		(7,321)	(7,721)	(8,120)	(7,400)	(7,600)	(7,800)
		91.8%	109.3%	92.8%	99.1%	100.2%	93.8%
	人	261	293	300	290	309	326
		(288)	(307)	(326)	(290)	(300)	(310)
		90.6%	95.4%	92.0%	100.0%	103.0%	105.2%

: 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

生活介護及び就労継続支援（A型、B型）の利用日数、実利用者数に増加傾向が見られます。

就労継続支援（A型）については平成28年度（2016年度）に市内に、また平成31年度（2019年度）に近隣町に同サービスを提供する事業所が開設したため、増加傾向が続いています。

自立訓練（機能訓練）は、圏域内の2か所のサービス提供事業所の利用及び圏域外での施設入所併用の利用が見られます。自立訓練（生活訓練）については、圏域内にサービス提供事業所がなく、圏域外での施設入所併用の利用が主となっています。両サービスとも、利用量は多くはありませんが、一定の利用があります。

就労移行支援は、圏域外に精神障がい者や発達障がい者を対象とする事業所が多く、市内からの利用が増加している一方で、令和元年度（2019年度）に市内の事業所2か

所がサービス提供を終了したことから、全体として利用者数は減少しています。

短期入所利用者の減少は、事業所における人材不足及び、令和元年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所が受入れを控えたことが要因と考えられます。

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度
生活介護	人日	8,192	8,674	8,090	8,712	9,370	9,634
		(7,943)	(8,139)	(8,336)	(9,000)	(9,300)	(9,600)
		103.1%	106.6%	97.0%	96.8%	100.8%	100.4%
	人	398	415	408	446	470	471
		(400)	(410)	(420)	(430)	(440)	(450)
		99.5%	101.2%	97.1%	103.7%	106.8%	104.7%
自立訓練 (機能訓練)	人日	101	127	74	104	89	87
		(117)	(119)	(122)	(115)	(118)	(122)
		86.3%	106.7%	60.7%	90.4%	75.4%	71.3%
	人	12	14	9	9	6	6
		(12)	(12)	(13)	(14)	(15)	(15)
		100.0%	116.7%	69.2%	64.3%	40.0%	40.0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	343	284	123	2	47	97
		(420)	(420)	(420)	(210)	(210)	(210)
		81.7%	67.6%	29.3%	1.0%	22.4%	46.2%
	人	12	13	6	1	3	5
		(20)	(20)	(20)	(10)	(10)	(10)
		60.0%	65.0%	30.0%	10.0%	30.0%	50.0%
就労移行支援	人日	628	618	771	670	439	539
		(980)	(1,080)	(1,180)	(800)	(840)	(880)
		64.1%	57.2%	65.3%	83.8%	52.3%	61.3%
	人	32	36	42	40	27	28
		(49)	(54)	(59)	(40)	(42)	(44)
		65.3%	66.7%	71.2%	100.0%	64.3%	63.6%

 : 達成率100%以上

【日中活動系サービス】

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
就労継続支援 (A型)	人日	178	442	484	496	740	788
		(129)	(139)	(147)	(360)	(400)	(440)
		138.0%	318.0%	329.3%	137.8%	185.0%	179.1%
	人	9	22	24	25	38	39
		(6)	(6)	(7)	(18)	(20)	(22)
		150.0%	366.7%	342.9%	138.9%	190.0%	177.3%
就労継続支援 (B型)	人日	6,911	7,392	6,930	7,254	7,159	7,623
		(6,828)	(7,450)	(8,104)	(8,100)	(8,600)	(9,100)
		101.2%	99.2%	85.5%	89.6%	83.2%	83.8%
	人	375	392	408	429	425	434
		(369)	(382)	(406)	(430)	(450)	(470)
		101.6%	102.6%	100.5%	99.8%	94.4%	92.3%
就労定着支援	人	—	—	—	5	8	1
		—	—	—	(4)	(5)	(6)
		—	—	—	125.0%	160.0%	16.7%
療養介護	人	34	34	40	42	37	39
		(30)	(30)	(30)	(39)	(41)	(43)
		113.3%	113.3%	133.3%	107.7%	90.2%	90.7%
短期入所 (福祉型)	人日	646	729	651	612	436	376
		(613)	(660)	(707)	(660)	(680)	(700)
		105.4%	110.5%	92.1%	92.7%	64.1%	53.7%
	人	123	141	111	129	91	28
		(108)	(119)	(130)	(150)	(160)	(170)
		113.9%	118.5%	85.4%	86.0%	56.9%	16.5%
短期入所 (医療型)	人日	0	0	30	40	24	44
		(46)	(48)	(50)	(45)	(45)	(45)
		0.0%	0.0%	60.0%	88.9%	53.3%	97.8%
	人	0	0	8	10	6	6
		(11)	(12)	(13)	(11)	(11)	(11)
		0.0%	0.0%	61.5%	90.9%	54.5%	54.5%

 : 達成率100%以上

【居住系サービス】

グループホームは、障がい者が地域で暮らすための居住の場として重要な社会資源です。市内におけるグループホームの整備も毎年のようにあり、利用者数も少しずつ増加を続け、令和元年度に施設入所者数を上回りました。

施設入所支援は、障がい者及び介護者の高齢化の影響により、一定の利用者数からほぼ横ばいの状況が続いています。

【居住系サービス】

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
共同生活援助	人	167	171	181	193	197	201
		(127)	(147)	(161)	(190)	(190)	(202)
		131.5%	116.3%	112.4%	101.6%	103.7%	99.5%
施設入所支援	人	194	192	189	193	196	193
		(196)	(194)	(192)	(191)	(190)	(188)
		99.0%	99.0%	98.4%	101.0%	103.2%	102.7%
自立生活援助	人	—	—	—	0	0	0
		—	—	—	(1)	(1)	(1)
		—	—	—	0.0%	0.0%	0.0%

: 達成率100%以上

【相談支援】

計画相談支援の利用者数は増加傾向にあったことに加え、平成30年度(2018年度)からモニタリングの標準期間が変更され、実施回数が増加したことを受け、利用者数が伸びています。

地域移行支援については、利用者の掘り起こしのほか、サービス導入に係る関係機関との調整等、体制整備に多くの時間と労力を要することから、利用実績としては伸び悩んでいます。

地域定着支援については、知的障がい者や精神障がい者が、地域での生活に移行するに際し、利用が進みつつあります。

【相談支援】

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
計画相談支援	人	123	147	147	169	229	256
		(110)	(120)	(130)	(160)	(170)	(180)
		111.8%	122.5%	113.1%	105.6%	134.7%	142.2%
地域移行支援	人	0	0	0	1	0	0
		(2)	(4)	(6)	(2)	(2)	(2)
		0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人	0	0	3	4	3	1
		(2)	(4)	(6)	(2)	(2)	(2)
		0.0%	0.0%	50.0%	200.0%	150.0%	50.0%

 : 達成率100%以上

【障害児通所支援等】

障害児相談支援については、相談支援事業所の不足により、セルフプランによる対応が増加しています。

児童発達支援については、市内での事業所の開設もあり、一時、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うサービス利用の自粛もありましたが、その後、利用者が戻り、増加しています。

放課後等デイサービスは、大幅な利用量の増加が続いていましたが、平成30年度以降は、伸び率は落ち着きつつあります。

保育所等訪問支援は、利用が伸び悩んでいましたが、令和2年度(2020年度)では利用者数が2桁となり、サービスが定着し始めたものと考えられます。

【障害児通所支援等】

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

サービス種別	単位	第4期計画			第5期計画		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R 2年度
障害児相談支援	人	50	73	26	37	38	18
		(75)	(80)	(85)	(50)	(55)	(60)
		66.7%	91.3%	30.6%	74.0%	69.1%	30.0%
児童発達支援	人日	1,472	1,353	1,322	1,534	1,244	1,935
		(1,600)	(1,700)	(1,800)	(1,500)	(1,550)	(1,600)
		92.0%	79.6%	73.4%	102.3%	80.3%	120.9%
	人	210	186	203	216	171	229
		(170)	(175)	(180)	(180)	(185)	(190)
		123.5%	106.3%	112.8%	120.0%	92.4%	120.5%
医療型 児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	人	0	0	0	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
居宅訪問型 児童発達支援	人日	-	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
	人	-	-	-	0	0	0
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-
放課後等 デイサービス	人日	2,090	2,920	3,322	3,494	3,415	3,789
		(1,859)	(1,898)	(1,950)	(3,300)	(3,350)	(3,400)
		112.4%	153.8%	170.4%	105.9%	101.9%	111.4%
	人	171	219	263	292	272	282
		(143)	(146)	(150)	(260)	(265)	(270)
		119.6%	150.0%	175.3%	112.3%	102.6%	104.4%
保育所等 訪問支援	人日	2	0	3	2	3	11
		(5)	(5)	(5)	(6)	(8)	(10)
		40.0%	0.0%	60.0%	33.3%	37.5%	110.0%
	人	2	0	3	2	3	11
		(5)	(5)	(5)	(6)	(8)	(10)
		40.0%	0.0%	60.0%	33.3%	37.5%	110.0%

 : 達成率100%以上

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

※ 表中の実績値は、各年度3月分（例：平成30年度→平成31年3月分）です。令和2年度は、令和2年7月の実績値です。
 ※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」です。（本章において、別に表記がない限り同様です。）

1 訪問系サービス

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

これまでの利用実績を基礎としつつ、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うサービス利用の自粛を加味し、利用時間数及び利用者数を見込んでいます。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援	7,331h	7,617h	7,320h	7,400h	7,500h	7,600h
重度障害者等包括支援	290人	309人	326人	340人	350人	360人

(2) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、令和2年（2020年）6月現在34か所と第5期障がい福祉計画の基礎資料とした平成29年（2017年）6月現在の31か所と比べ、3か所増えています。

1人当たりの利用時間が減少傾向にありますが、全体の利用量は、障がいの重度化や介護者の高齢化により増加が見込まれますので、事業の拡大について事業者働きかけを行います。

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 生活介護

これまでの利用実績を基礎としつつ、新型コロナウイルス感染症による利用の減を加味したほか、令和3年度以降、新規開設や定員増を行う事業所を見込むとともに、特別支援学校高等部卒業生の進路選択の予測を加味し、利用量及び利用者数を算出しています。

生活介護の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	8,712人日	9,370人日	9,634人日	10,000人日	10,400人日	10,800人日
	446人	470人	471人	500人	520人	540人

イ 自立訓練（機能訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。大幅な利用の増は見込まれませんが、一定のニーズは継続的にあるものと想定しています。

自立訓練（機能訓練）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （機能訓練）	104人日	89人日	87人日	90人日	105人日	120人日
	9人	6人	6人	6人	7人	8人

ウ 自立訓練（生活訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。大幅な利用の増は見込まれませんが、一定のニーズは継続的にあるものと想定しています。

自立訓練（生活訓練）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 （生活訓練）	2人日	47人日	97人日	100人日	100人日	100人日
	1人	3人	5人	5人	5人	5人

エ 就労移行支援

市内事業所数の減少もあり、利用者、利用量ともに減少傾向にありますが、特別支援学校高等部卒業生の進路として、一定のニーズがあることを加味し、利用量及び利用者数を想定しています。

就労移行支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	670人日	439人日	539人日	630人日	810人日	990人日
	40人	27人	28人	35人	45人	55人

オ 就労継続支援（A型）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（A型）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	496人日	740人日	788人日	800人日	840人日	880人日
	25人	38人	39人	40人	42人	44人

カ 就労継続支援（B型）

これまでの利用実績を基礎とするとともに、特別支援学校高等部卒業生の進路としてのニーズを加味し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（B型）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	7,254人日	7,159人日	7,623人日	7,700人日	8,000人日	8,300人日
	429人	425人	434人	450人	470人	490人

キ 就労定着支援

これまでの利用実績及び令和5年度における就労定着支援利用者数の目標値を踏まえ、利用者数を見込んでいます。

就労定着支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	5人	8人	1人	9人	10人	11人

ク 療養介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

療養介護の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	42人	37人	39人	41人	42人	43人

ケ 短期入所（ショートステイ）

新型コロナウイルス感染症拡大防止による影響が顕著であったサービスです。見込量の設定は、これまでの利用実績を踏まえるとともに、従前のサービス供給水準に戻ることを想定し、福祉型と医療型に分け、行っています。

短期入所（ショートステイ）の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （福祉型）	612人日	436人日	376人日	500人日	550人日	600人日
	129人	91人	28人	100人	110人	120人
短期入所 （医療型）	40人日	24人日	44人日	50人日	55人日	60人日
	10人	6人	6人	10人	11人	12人

(2) 見込量確保のための方策

障がい者が地域において生き生きとした生活を送るためには、その人に適した日中活動の場が必要です。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対する情報の提供や供給体制整備に係る協議等を行うとともに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

また、障がい者の自立を促進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行は、重要な要素であることから、就労移行支援事業等の定員や受入れの維持・拡大について事業者に働きかけていきます。

3	居住系サービス
---	---------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 共同生活援助（グループホーム）

新規グループホーム開設による定員増及び第4章に掲載している福祉施設入所者等の地域への移行等を勘案し、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	193人	197人	201人	220人	240人	250人

イ 施設入所支援

第4章に掲載している福祉施設入所者等の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

施設入所支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	193人	196人	193人	193人	193人	192人

ウ 自立生活援助

現状、圏域内にサービス提供事業所はありませんが、障がい者が安定し

た地域生活を送る上で有効なサービスであると考えられますので、各年度1名ずつを目標として利用者数を見込むこととします。

自立生活援助の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2) 見込量確保のための方策

施設入所者等の地域生活への移行を促進する上で、グループホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今後とも高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進等を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、障がい及び障がい者についての理解の促進に努めます。

また、施設入所支援については、障がいの重度化や介護者の高齢化などにより、今後、必要とする方が増加することが見込まれることから、障がい者及び介護者のニーズ把握を行うとともに、必要な方が確実にサービスを利用できるよう、一定の定員の確保に努めます。

4	相談支援
---	------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 計画相談支援

すべての障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となることが基本ですが、セルフプランを作成する方が増加しています。

これまでの利用実績に加え、潜在的な有資格者の把握・活用、介護保険制度のケアマネージャーに対する参入の促進、相談支援事業者の負担軽減策等についての事業者との協議など、計画相談支援の供給量を増やすための対応を行っていくことを踏まえ、利用者数を見込んでいます。

計画相談支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	169人	229人	256人	270人	280人	290人

イ 地域相談支援

地域移行支援については、精神病床への長期入院者への地域移行に関する十分な情報提供や潜在的ニーズの掘り起こし等の利用促進を図っていくことを踏まえ、毎年度1名ずつの利用を見込みます。

地域定着支援は、サービスが徐々に浸透しつつありますので、これまでの利用実績を踏まえるとともに、施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量（1月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	1人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	4人	3人	1人	4人	5人	6人

(3) 見込量確保のための方策

障害福祉サービスの利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することとされていることから、相談支援専門員の人材確保、相談支援事業所の経営状況改善への支援など、事業者と市が今後のサービス提供を見据えた対応を図ります。

5	障害児通所支援等のサービス
---	---------------

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 児童発達支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に、利用量及び利用児数を見込んでいます。

児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	1,534人日	1,244人日	1,935人日	2,100人日	2,200人日	2,300人日
	216人	171人	229人	240人	250人	260人

イ 医療型児童発達支援

近隣市町にもサービスを提供する事業者はなく、また、新規の開設の見込もなく、利用実績もないことから、利用量及び利用児数は見込まないこととします。

医療型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	0人日	0人日	0人日	—	—	—
	0人	0人	0人	—	—	—

ウ 放課後等デイサービス

これまでの利用実績を基礎としつつ、今回、実施したアンケート調査の内容を踏まえ、利用量及び利用児数を見込んでいます。

放課後等デイサービスの見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	3,494人日	3,415人日	3,789人日	4,200人日	4,500人日	4,800人日
	292人	272人	282人	325人	345人	365人

エ 保育所等訪問支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用量及び利用児数を見込んでいます。

保育所等訪問支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	2人日	3人日	11人日	12人日	13人日	14人日
	2人	3人	11人	12人	13人	14人

オ 居宅訪問型児童発達支援

県内でも指定事業所は1か所のみであり、圏域においてサービス提供を予定している事業所がないことから、利用量及び利用児数は見込まないこととします。

居宅訪問型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型 児童発達支援	0人日	0人日	0人日	-	-	-
	0人	0人	0人	-	-	-

カ 障害児相談支援

利用は減少傾向となっておりますが、全ての障害児通所支援利用者が障害児相談支援を受けることができるよう、事業者との協議や支援策を講じることを踏まえ、供給量の拡大を目標に利用児数を見込んでいます。

障害児相談支援の見込量（1か月あたり）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	37人	38人	18人	30人	35人	40人

キ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要ですので、基幹相談支援センターに配置するコーディネーターについて、次のように目標を設定します。

コーディネーター配置人数の見込量

	第5期計画配置実績			第6期計画配置見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	—	—	1人	1人	1人	1人

(2) 見込量確保のための方策

本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者に働きかけていきます。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1	実施する事業の内容
---	-----------

○ 地域生活支援事業の体系



社会参加支援に関する事業

- ・レクリエーション活動等支援
- ・芸術文化活動振興
- ・点字・声の広報等発行
- ・奉仕員養成研修（点訳奉仕員・朗読奉仕員等）
- ・複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
- ・家庭・教育・福祉連携推進事業

就業・就労支援に関する事業

- ・盲人ホームの運営
- ・知的障害者職親委託
- ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

都道府県地域生活支援事業

都道府県必須事業

- ・専門性の高い相談支援事業（発達障害、高次脳機能障害等）
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
（手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）
- ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互の連絡調整事業
- ・広域的な支援事業（地域のネットワーク構築支援、発達障害者支援地域協議会等）

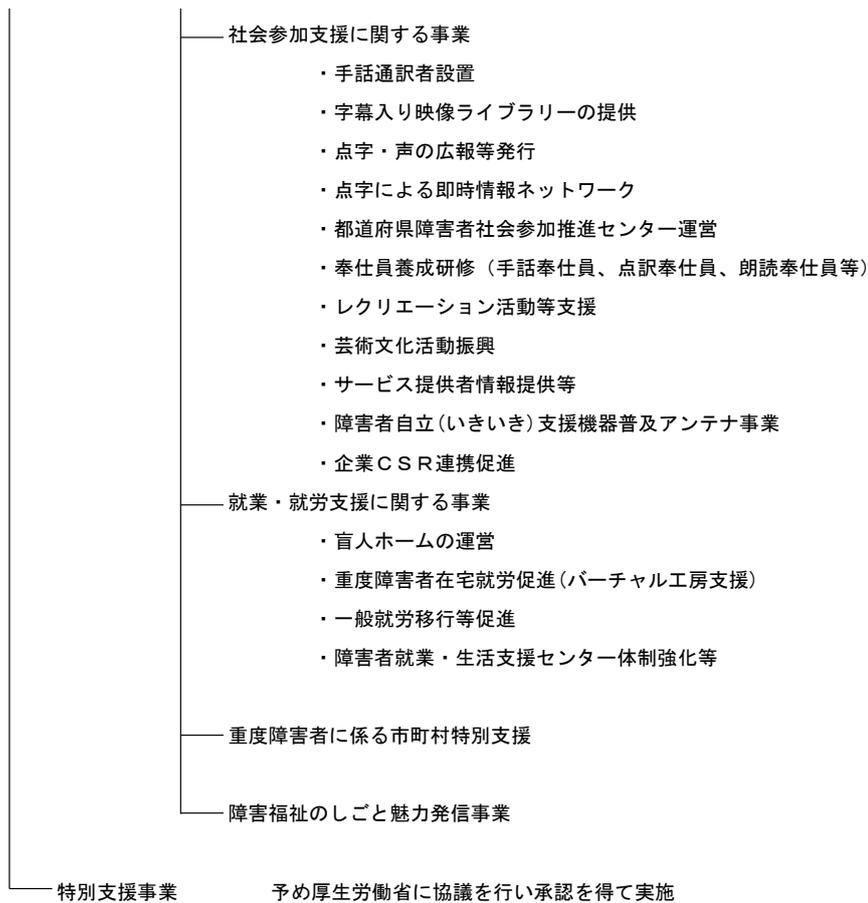
都道府県任意事業

サービス・相談支援者、指導者育成事業

- ・審査会委員、相談支援従事者等、居宅介護従事者等、障害者ピアサポーター 等

日常生活支援に関する事業

- ・福祉ホームの運営
- ・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練
- ・音声機能障害者発声訓練
- ・児童発達支援センター等の機能強化
- ・矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進
- ・医療型短期入所事業所開設支援
- ・障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業



(1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、日頃、障がい者等と接する機会の少ない市民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修会や啓発活動を行います。

イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設自らが、地域を対象に行う活動を支援します。

ウ 相談支援事業

障がい者、障がい児者の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

本市及び足柄下郡3町では、令和2年12月に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置しました。

エ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、障がい者の自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

カ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図ります。

(イ) 手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置します。

キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図ります。

ク 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。

コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援します。

(2) 任意事業

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者等が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者等の社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

ア 日常生活支援に関する事業

(ア) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

(イ) 日中一時支援事業

障がい者等を預かり、日中における活動の場を確保することにより、障がい者等の家族の就労支援及び一時的休息の取得の促進を図ります。

イ 社会参加支援に関する事業

(ア) レクリエーション活動等支援

障がい者等の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるよう、多くの障がい児者が参加できるレクリエーション事業等を障がい福祉関係団体と行政機関等が協力して実施します。

(イ) 芸術文化活動振興

障がい者等の文化活動を通じた社会参加と障がい者相互、地域住民との交流の機会の創出のため、県西地域の障害福祉サービス事業所等、行政機関等が協力して、県西地区障害者文化事業を開催します。

(ウ) 点字・声の広報等発行

文字による情報の入手が困難な視覚障がい者等のため、点訳や音訳などの方法により、市広報紙や障がい福祉ガイドブックの情報を提供します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

これまでは、ノーマライゼーション理念普及事業として、地域ミーティング、ノーマライゼーション理念普及啓発講演会及び精神保健福祉地域交流会の開催を行ってきました。令和2年度からは、既存事業の整理や新規事業の追加を行い、障がいや障がい者に関する市民の理解を深めるため、理解促進研修・啓発事業、合理的配慮提供促進事業、精神保健福祉地域交流会開催事業として実施します。

理解促進研修・啓発事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

従前は、公募型事業のノーマライゼーション理念普及啓発講演会開催事業を自発的活動支援事業に位置付け実施していましたが、当該事業を理解促進研修・啓発事業に移行したため、当該事業の中で自発的活動への支援を行っています。今後、さらなる民間団体等の自発的活動の支援について、検討を行います。

自発的活動支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動 支援事業	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)	(実施)

(3) 相談支援事業

令和2年度に、障害者相談支援事業の再編を行うとともに、基幹相談支援センターの設置を行いました。今後は、基幹相談支援センターを核とした重層的な相談支援体制を構築・強化していきます。

相談支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センターの設置	検討	検討	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	—	—	—	検討	検討	実施

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見等申立者数は、年々増加しています。今後も障がい者の権利擁護を推進するため、所要量を見込みます。

成年後見制度利用支援事業の実施状況と実施予定（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	14件	18件	19件	21件	23件	25件

※ 数値は、各年度の申立費用助成及び報酬助成の年間実績件数又は年間見込件数

※ 令和2年度の数値は、年間見込件数

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

現在は未実施の状況ですが、令和4年度から成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく中核機関を設置予定であり、成年後見制度法人後見支援事業も中核機関の機能の一つとして実施していくこととしています。

成年後見制度法人後見支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	—	—	検討	実施	実施

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣件数は、年度ごとの増減はありますが、350件前後で推移していることを踏まえ、所要量を見込みます。

また、手話通訳者の設置については、県内他市に先駆けて、正規職員として手話通訳士を1名配置しています。今後も継続して配置していきます。

意思疎通支援事業の実施状況と実施予定（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	367件	348件	200件	400件	400件	400件
手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人

- ※ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業の数値は、各年度の年間派遣実績件数又は年間派遣見込件数。なお、令和2年度の数値は年間派遣見込件数
- ※ 手話通訳者設置事業の数値は、各年度の設置実績人数又は設置見込人数

(7) 日常生活用具費支給事業

障がい者の高齢化や障がいの重度化等により、給付件数は増加傾向にあることから、特に介護・訓練支援用具や在宅療養等支援用具、排せつ管理支援用具等の増加に加え、定期的な対象品目、助成基準額の改訂等、より利用しやすい制度への見直しを行っていくことを踏まえ、所要量を見込みます。

日常生活用具費支給事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	14件	14件	24件	25件	26件	27件
自立生活用具	23件	25件	30件	31件	32件	33件
在宅療養等支援用具	26件	24件	36件	37件	38件	39件
情報・意思疎通支援用具	38件	47件	44件	45件	45件	45件
排せつ管理用具	3,913件	3,806件	3,900件	3,950件	3,950件	3,950件
居宅生活動作補助用具	2件	4件	2件	2件	2件	2件

※ 数値は、各年度の年間給付実績件数又は年間給付見込件数

※ 令和2年度の数値は、年間見込件数

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の担い手の裾野を広げるため、今後も継続して養成研修を実施していきます。

手話奉仕員養成研修事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	15人	12人	0人	20人	20人	20人

※ 数値は、各年度の研修終了人数又は研修修了見込者数

※ 令和2年度の数値は、見込者数

(9) 移動支援事業

需要に対し供給が不足しているサービスです。サービス提供事業者の受入れに係る環境整備等に対する支援により、利用量の増を見込みます。

移動事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	208人	219人	150人	180人	200人	220人
年間延べ利用時間	21,154h	22,094h	15,000h	18,000h	20,000h	22,000h

※ 令和2年度の数値は、見込値

(10) 地域活動支援センター事業

事業所数及び実利用者数に変動は見込まれないことから、これまでの実績に基づき、利用量を見込みます。

地域活動支援センター事業の事業所数と実利用者数

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
1日当たり実利用者数	63人	62人	65人	65人	65人	65人

※ 令和2年度の数値は、見込値

(11) 訪問入浴サービス事業

利用者数は横ばいの状況が続いていますが、1人当たりの利用回数は増加傾向にありますので、これらを勘案し利用量を見込んでいます。

訪問入浴サービス事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	14人	13人	8人	13人	13人	13人
年間延べ利用回数	745回	745回	450回	750回	760回	770回

※ 令和2年度の数値は、見込値

(12) 日中一時支援事業

需要に対し供給が不足していることに加え、新型コロナウイルス感染症による利用の減があり、令和2年度の実績の見込は前年度を大きく割り込むことが想定されます。コロナ後のサービス利用の回復及びサービスを提供する事業者の受入れに係る環境整備等に対する支援により、利用量の増を見込みます。

日中一時支援事業の実績と見込（年間）

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実利用者数	135人	149人	70人	130人	145人	160人
年間延べ利用回数	3,327回	4,110回	1,500回	2,700回	3,050回	3,400回

※ 令和2年度の数値は、見込値

(13) 障がい者スポーツ・文化活動支援事業

知的障がい者に休日における活動の場を提供する、知的障がい者サークル活動事業の実施や、県西地区の障害福祉サービス事業所や行政、関係機関により開催する、県西地区障害者文化事業への参画等、障がい者等の社会参加を促進する事業を実施します。

障がい者スポーツ・文化活動支援事業の実施状況と実施予定

	第5期計画利用実績			第6期計画見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・文化活動の支援	実施	実施	実施	実施	実施	実施

障がい者等やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい者等が利用しやすいサービスとなるよう、当事者及び事業者からの意見聴取や協議を行い、施策に反映させることで見込量の確保に努めます。

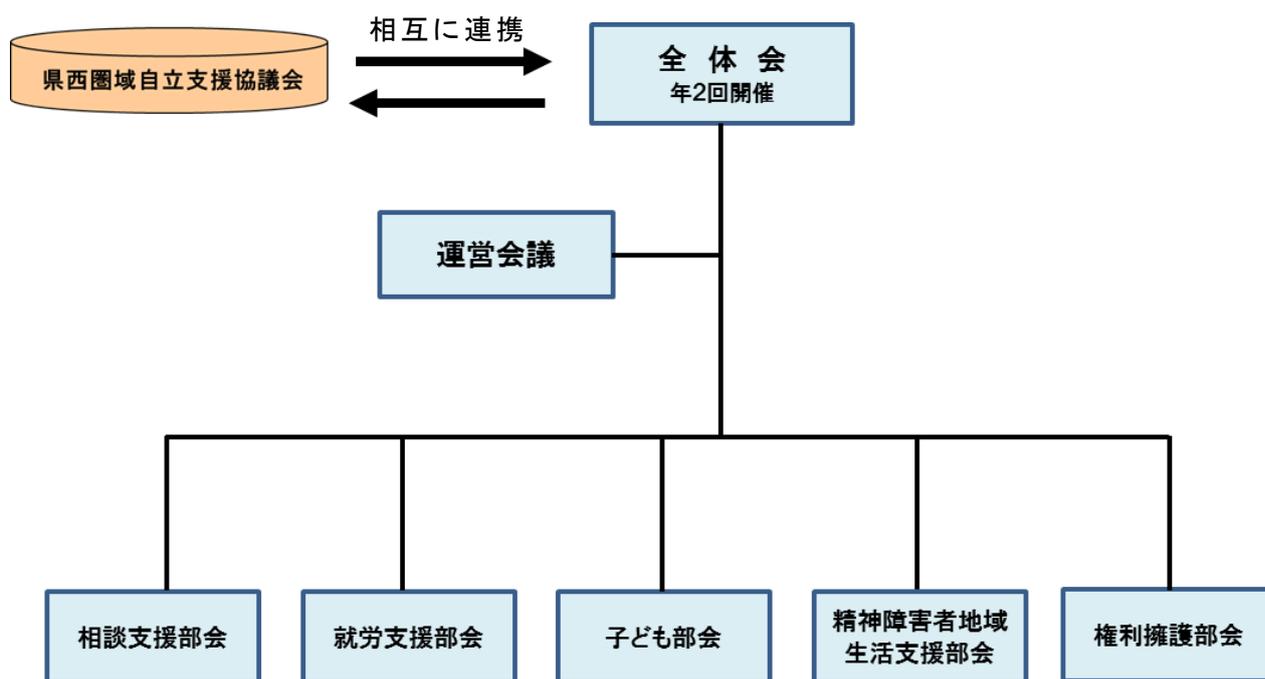
第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。

参考 1 用語解説

○社会的障壁 (P.1,2,48)

障がい者等にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となる事物、制度、慣行、観念のこと。「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」という考え方に基づく概念

○合理的配慮 (P.1,2,3,17,52)

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更 (適切な便宜や助け) のこと

○地域共生社会 (P.1,6,7)

地域のあらゆる住民が、互いに人格と個性を認め合いながら、「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会のこと

○地域生活支援事業 (P.3,46,48,50,64,66)

市町村及び都道府県が、国 (市町村にあっては都道府県も) の補助を受け、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、それぞれの地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業のこと

○地域生活支援拠点等 (P.7,9,10,14)

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備された障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制またはその場のこと

○基幹相談支援センター（P.7,8,14,18,20,45,49,53）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進、権利擁護・虐待防止等の業務を総合的に行う機関

○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（P.7,13）

高齢期におけるケアを念頭にしている「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障がい者のケアにも応用したもの

○医療的ケア児（P.8,10,18,19,45）

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器の使用、たんの吸引（気管に溜まったたんを吸引する）や経管栄養（口から食事が取れない子どもに対し、チューブを使って、鼻や腹部の皮膚を通じて、胃に直接や栄養を送ること）などの医療的なケアを必要とする子どものこと

○強度行動障がい（P.10）

直接的な他害（かみつきの、頭突き）や間接的な他害（睡眠の乱れ等）、自傷行為等が、通常では考えられない頻度と形式で出現している状態のこと

○高次脳機能障がい（P.10）

けがや病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと

○児童発達支援センター（P.10,18）

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応訓練を行う施設のこと。開設には、専門職員の配置などの人員基準や必要とする設備や備品などを定めた設備基準の要件を満たす必要があります。

○一般就労（P.10,12,15,16,17,25,40）

障がい者の就労形態のひとつで、一般の企業などで雇用契約に基づいて就業したり、在宅就労すること

○重症心身障がい児（P.18,27）

重い身体障がい（肢体不自由）の他に、様々な程度の精神遅滞（知的障がい）やてんかんや行動障がいなどを合併している児のこと。昭和41年の旧厚生省の定義では、「身体的・精神的障害が重複し、かつ、それぞれの障害が重度である児童」とされている。

○ノーマライゼーション（P.52）

障がい者を特別視するのではなく、誰もがその人らしく暮らすことができる地域社会を実現できるよう条件が整えられ、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした思想

小田原市立病院と県立足柄上病院との連携・協力の方向性について

1 これまでの経過

(1) 設 置

県西二次保健医療圏域にある公立2病院では、足柄上病院が県立病院機構の第三期中期目標の達成、市立病院が建替えという課題を有している中で、地域の基幹病院としての機能を有することから、その解決に当たり機能分化・連携だけでなく、今後の県西地域全体の医療提供体制の在り方等を含めて行政や地域の医療関係者も交えた議論が必要であるとし、令和元年度に「足柄上病院と小田原市立病院の機能・連携方策に係る意見交換会」（以下「意見交換会」という。）を設置した。

(2) 参加者

2病院とその運営主体、関係自治体、団体等

(3) 意見交換会における議論の概要

これまでの2回の議論をもとに公立2病院の機能と連携の方向性についての取組案の大枠をとりまとめ、次のとおり関係機関等からの意見集約をした。

区分	議事の内容	主な意見
8/6	2病院の機能と連携の方向性	○救急、災害は両病院で機能強化が必要 ○2病院が共に全ての機能は不要で確実な機能分化・連携を要望 ○地域包括ケアシステムの構築に関し民間病院との連携方策の議論の深化が必要 ○2病院に災害、感染症に備えた病床数が必要で将来需要の病床規模は、議論継続が必要
9/4	2病院の機能と連携	
10/6	○2病院の連携・協力 ○市町の取組との連携	
10/20	2病院の連携・協力	

(4) 協定の締結

令和2年10月26日には、2病院の連携をより強化するため、小田原市・神奈川県・神奈川県立病院機構の3者による基本協定を締結した。

(5) 意見交換会の議論等を踏まえた公立2病院に必要な機能等

これまでの意見交換会の議論等を踏まえ、公立2病院に必要な機能等や診療機能の確保・充実強化の方向性、具体的な診療機能と連携の内容について、次のとおり令和2年11月24日に行われた第2回意見交換会で方向性（案）をとりまとめた。

区 分	内 容
2病院がともに機能を有しかつ連携が必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○高度急性期・急性期機能 市立病院：三次救急機能を充実 足柄上病院：二次救急機能を強化 ○急性心筋梗塞や脳卒中などの主要な疾患等に対応した機能 ○感染症・災害等の危機管理機能 ○地域医療を支援する機能
2病院間で機能集約が必要なもの	がん放射線治療等は、医療資源の有効活用の観点から市立病院に集約化
地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○2病院は、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を推進 ○足柄上病院は、構想区域内の回復期機能を担う医療機関との連携による回復期機能の充実
2病院の病床規模について	今後の入院医療や在宅医療等の医療需要に対応し、地域完結型の医療提供体制を確保していくため、地域の医療機関と連携し地域の基幹病院として機能できる病床規模が必要

2 今後の予定

令和2年12月3日の県西地区保健医療福祉推進会議で意見聴取をし、今後は、令和3年3月までに連携・協力の方向性（案）をとりまとめ、地域医療構想の実現を目指して、当圏域における医療提供体制の確保のため、新病院建設に向けた地域医療介護総合確保基金の活用について神奈川県との調整を図る。

令和3年4月に、基本協定に基づく連携推進会議を設置する予定である。

3 2病院の連携・協力の主な内容

2病院の連携と協力の方向性（案）の基本的な考え方等は、次のとおりである。

なお、詳細は、別添の資料に記載している。

区 分	内 容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○医療提供体制の構築及び推進に当たり、緊密な連携協力により取り組む。 ○医療機関との連携を強化し、医療需要や医療資源の状況に応じた各医療機関の特色や強みを活かす機能分化・連携強化を進め、高度急性期から急性期、回復期、在宅医療までの切れ目のない地域完結型の医療提供体制を構築 ○地域住民に将来に渡る安全・安心で質の高い医療を安定的に提供

<p>将来の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築</p>	<p>県内でも特に高齢化が進む状況から、将来の医療需要や医療資源の有効活用の国の方向性、新型コロナウイルス感染症等での課題を踏まえ、診療機能の充実強化を次の方向性で進めるとともに、地域の医療機関との相互連携のもとで地域医療提供体制の構築及び推進を図る。</p> <p>(1) 市立病院 高度急性期・急性期医療、がん治療、小児・周産期医療、高度医療の提供、地域医療支援病院、災害拠点病院等</p> <p>(2) 足柄上病院 急性期医療、回復期医療の充実と高齢者医療の提供、総合診療の提供、災害拠点病院、地域医療支援病院、地域包括ケアの推進、感染症治療等</p>
------------------------------	---